

# インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月18日に関東財務局長に提出しており、2025年2月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年2月18日  
発行者名 : 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ  
本店の所在の場所 : 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL : [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

  
アモーヴァ・アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	33
第3【ファンドの経理状況】 .....	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	87
第三部【委託会社等の情報】 .....	88
約款 .....	146

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「DC インデックス海外新興国株式」、「年金積立 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

### (7)【申込期間】

2025年2月19日から2025年8月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主として、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル				
	年2回	日本				
	年4回	北米			日経225	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ( )		
		アジア				
	年12回 (毎月)	オセアニア				TOPIX
		日々	中南米			
不動産投信	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券(株式一般))		中近東 (中東)			その他 (MSCI エマージン グ・マーケッ ト・インデック ス(税引後配当 込み、円ヘッジ なし・円ベー ス))	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(株式一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

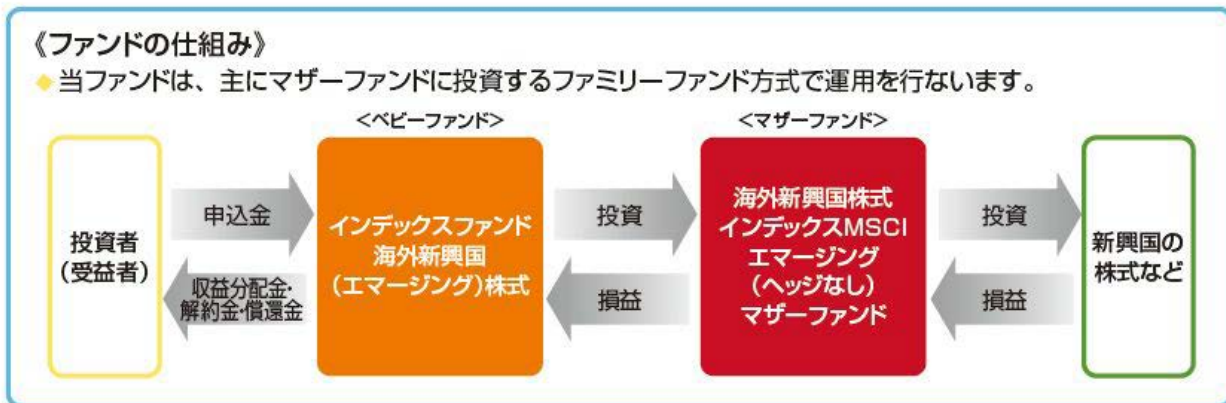
③ ファンドの特色



**MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。**

- ◆ 主として、「海外新興国株式インデックスMSCIエマージング(ヘッジなし)マザーファンド」への投資を通じて、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。
- ◆ 「海外新興国株式インデックスMSCIエマージング(ヘッジなし)マザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンドの組入比率を引き下げたりすることがあります。
- ◆ 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

※ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。



(主な投資制限) ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。  
 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分 配 方 針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。  
 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」の著作権などについて

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表している、世界の新興国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年4月1日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2014年7月19日

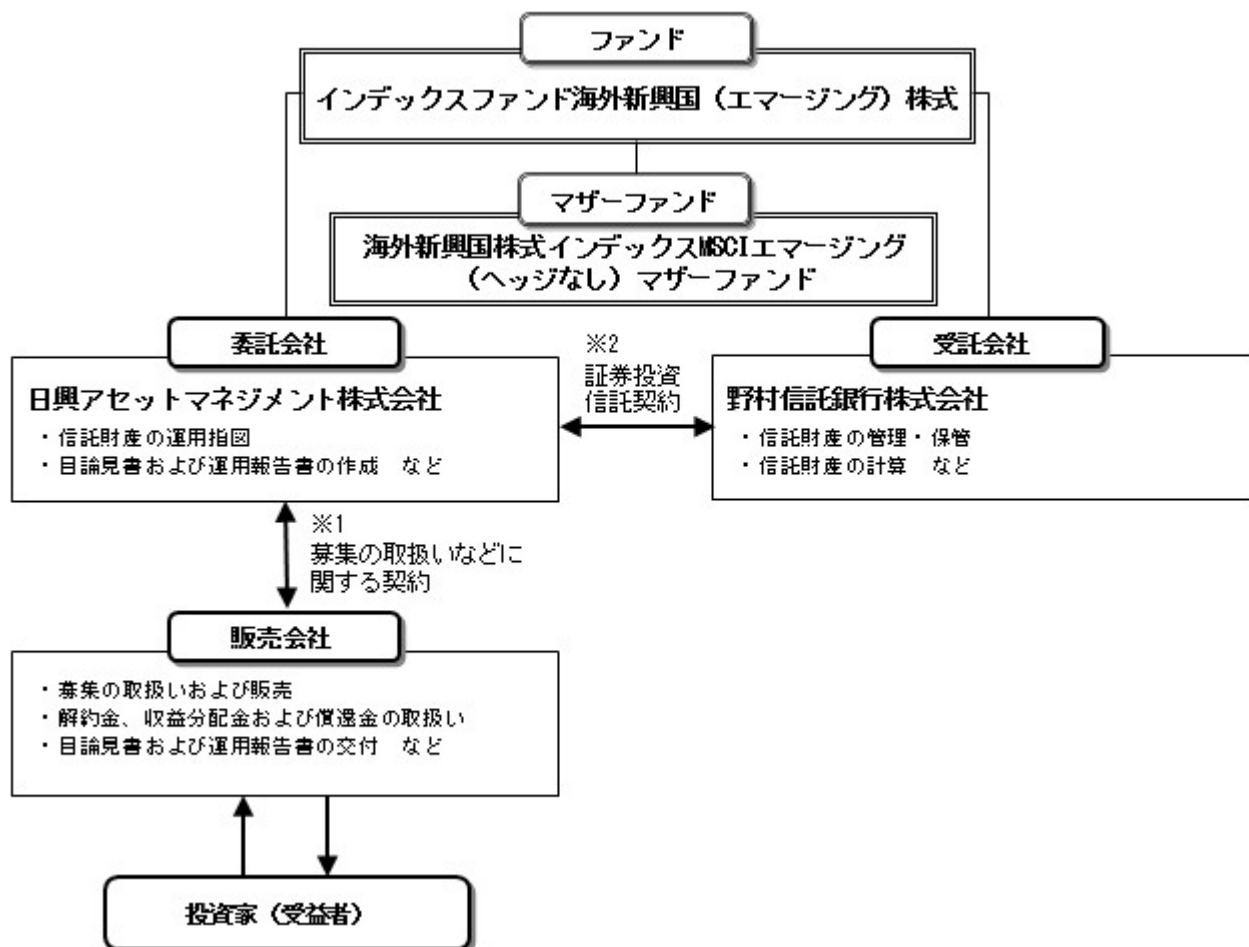
- ・ファンド名称変更

新名称：インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

旧名称：年金積立 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年11月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定



2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。  
社名変更後URL : www.amova-am.com

  
アモーヴァ・アセットマネジメント

### 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ・主として、「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げたりすることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

<インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式>

「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 有価証券の貸付
  - 7) 公社債の空売
  - 8) 公社債の借入
  - 9) 外国為替予約取引
  - 10) 資金の借入
- <海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド>  
 新興国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。
- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
  - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
  - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

証券に係るものに限りです。)

- 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 有価証券の貸付
  - 7) 公社債の空売
  - 8) 公社債の借入
  - 9) 外国為替予約取引

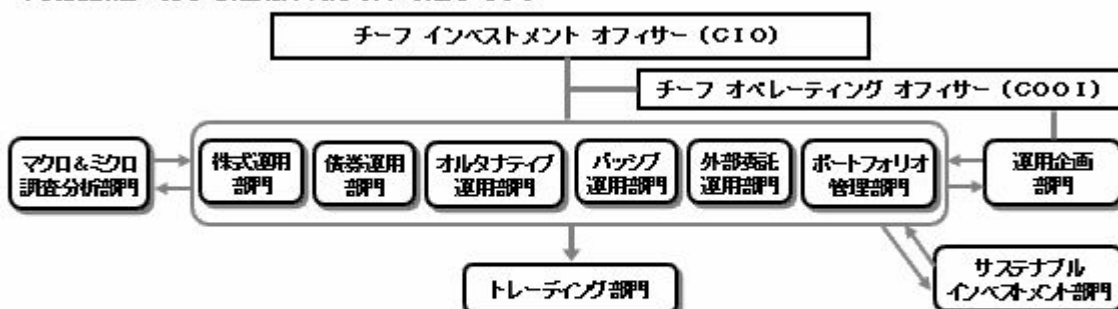
◆投資対象とするマザーファンドの概要

<海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド>

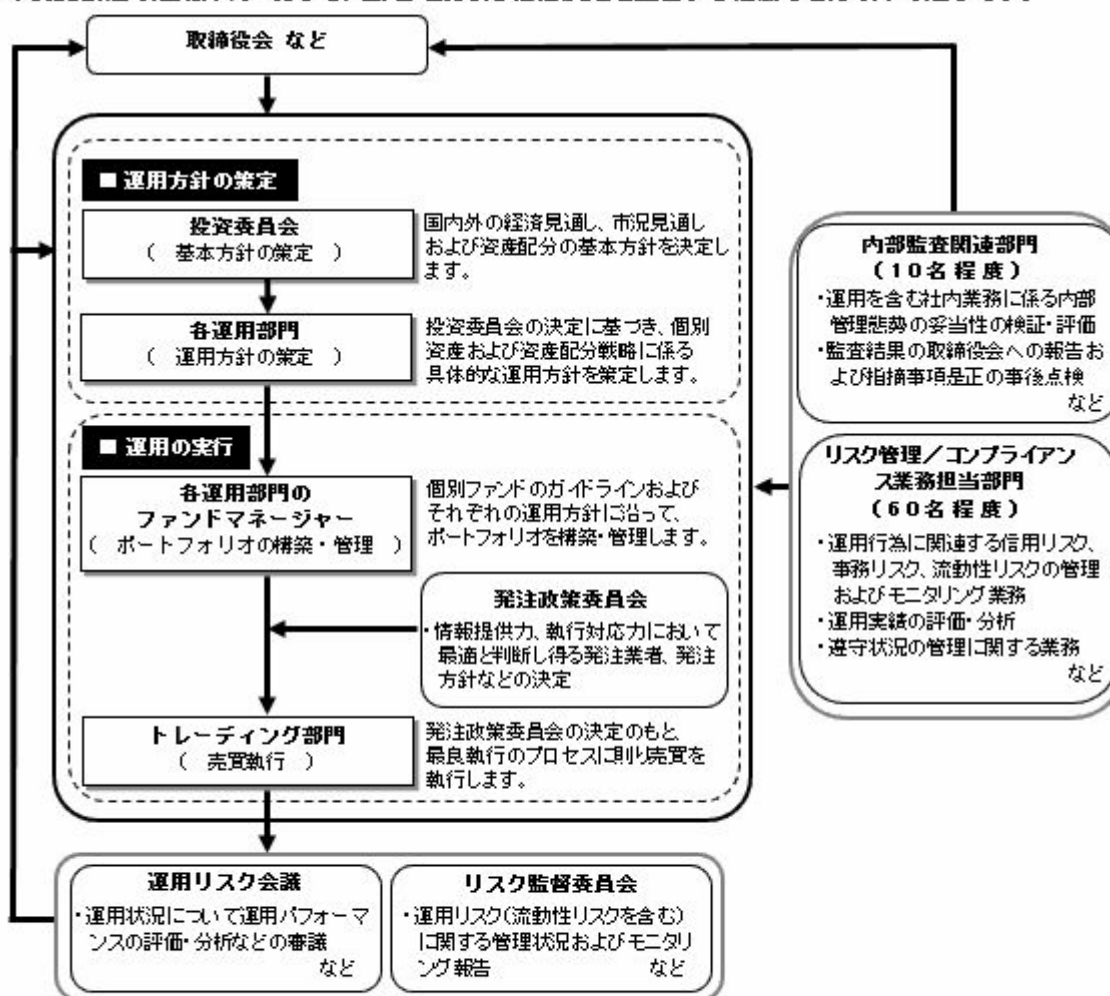
運用の基本方針	
基本方針	主として金融商品取引所に上場されている新興国の株式に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
主な投資対象	新興国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンド等を含みます。）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、新興国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンド等を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。</li> <li>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 ※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2006年5月17日設定）
決算日	毎年5月16日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勤定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2024 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

###### <インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 14) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
    - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
    - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
    - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
    - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
    - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  - 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- <海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド>
- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
  - 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
  - 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
  - 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
  - 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
  - 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、



わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 9) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 10) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 14) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 16) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なう必要がございます。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

- ① 価格変動リスク
  - ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ② 流動性リスク
  - ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
- ③ 信用リスク
  - ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
  - ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
  - ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- ⑤ カントリー・リスク
  - ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
  - ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
  - ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

<MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金にかかる税について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運

用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

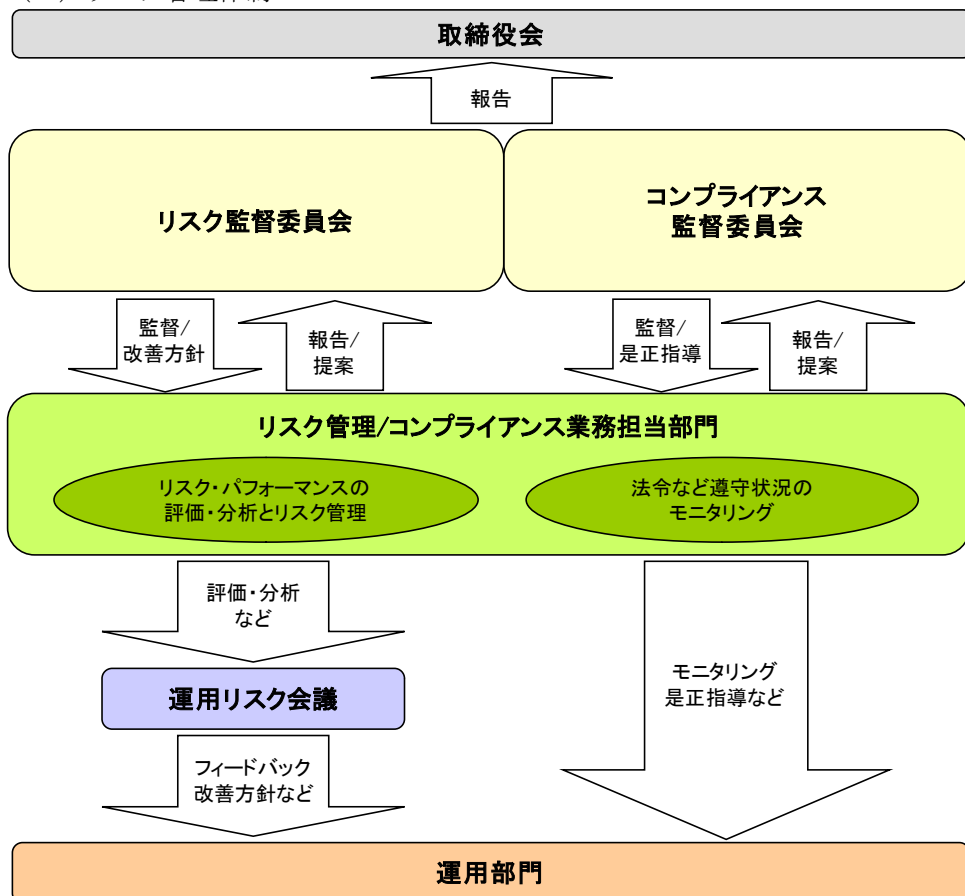
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

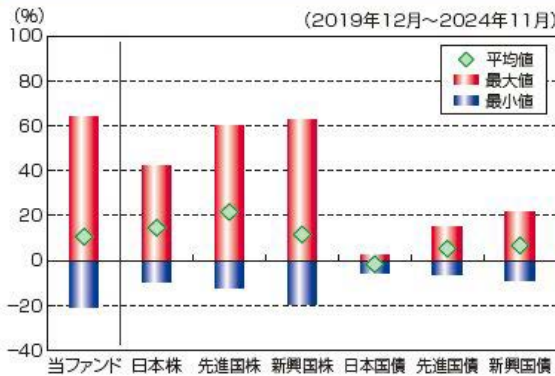
### ■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.6%	14.6%	21.6%	11.6%	-1.6%	5.3%	6.7%
最大値	63.8%	42.1%	59.8%	62.7%	2.3%	15.3%	21.5%
最小値	-20.7%	-9.5%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

- 日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み
- 先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。  
 ※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2019年12月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとし、申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.275%（税抜 0.25%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.250%	0.080%	0.145%	0.025%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期  
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるもの）に限り、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に 0.55（税抜 0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4：1 とし、信託報酬と同時期に支払います。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《確定拠出年金でない場合》

### ① 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定



口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。ただし、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ② 法人受益者の場合

### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

## ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

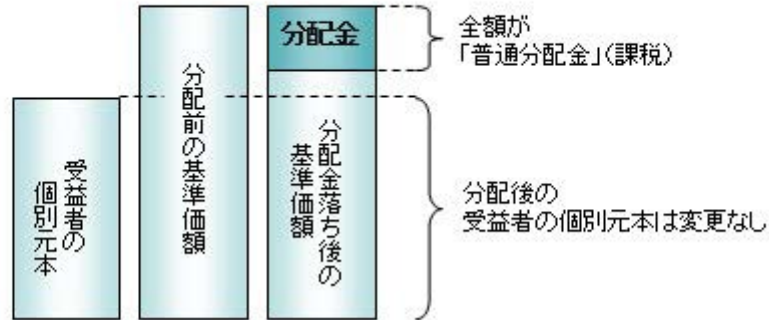
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

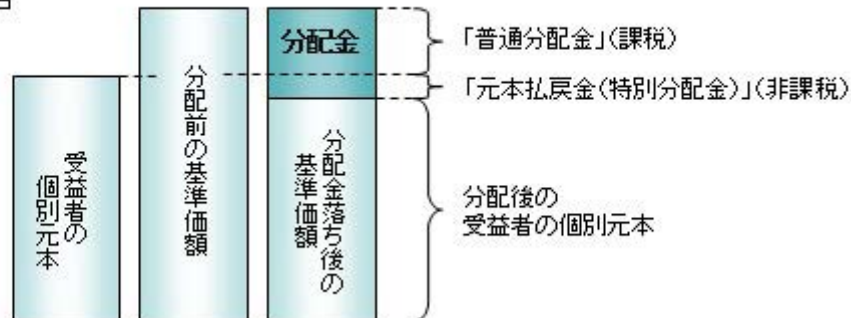
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 2 月 18 日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2023年11月17日~2024年11月18日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.55%	0.35%	0.20%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、2024年8月17日に引下げを行ない「ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.275%(税抜0.25%)」となりました。それ以前の対象期間については、引下げ前の信託報酬(ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.374%(税抜0.34%))が適用されています。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	60,345,657,800	99.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,121,990	0.01
合計（純資産総額）		60,351,779,790	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	海外新興国株式インデックスMSC Iエマージング（ヘッジなし）マザーファンド	21,188,784,340	2.9340	62,168,562,566	2.8480	60,345,657,800	99.99

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8計算期間末 (2015年11月16日)	5,785	5,791	1.0517	1.0527
第9計算期間末 (2016年11月16日)	6,416	6,423	0.9783	0.9793
第10計算期間末 (2017年11月16日)	11,464	11,472	1.3573	1.3583
第11計算期間末 (2018年11月16日)	13,838	13,849	1.2213	1.2223
第12計算期間末 (2019年11月18日)	17,830	17,844	1.2680	1.2690
第13計算期間末 (2020年11月16日)	23,694	23,711	1.4042	1.4052
第14計算期間末 (2021年11月16日)	34,072	34,092	1.6796	1.6806
第15計算期間末 (2022年11月16日)	37,107	37,131	1.5637	1.5647
第16計算期間末 (2023年11月16日)	48,904	48,904	1.7745	1.7745
第17計算期間末 (2024年11月18日)	61,857	61,857	2.0385	2.0385
2023年11月末日	47,805	—	1.7239	—
12月末日	48,396	—	1.7313	—
2024年1月末日	48,559	—	1.7280	—
2月末日	51,643	—	1.8338	—
3月末日	53,525	—	1.8875	—
4月末日	56,447	—	1.9784	—
5月末日	57,600	—	1.9939	—
6月末日	61,333	—	2.1015	—
7月末日	58,361	—	1.9794	—
8月末日	57,208	—	1.9248	—
9月末日	61,170	—	2.0390	—
10月末日	63,879	—	2.1057	—
11月末日	60,351	—	1.9785	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0010
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	0.0010
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	0.0010
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	0.0010
第12期	2018年11月17日～2019年11月18日	0.0010
第13期	2019年11月19日～2020年11月16日	0.0010

第14期	2020年11月17日～2021年11月16日	0.0010
第15期	2021年11月17日～2022年11月16日	0.0010
第16期	2022年11月17日～2023年11月16日	0.0000
第17期	2023年11月17日～2024年11月18日	0.0000

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	△11.56
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	△6.88
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	38.84
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	△9.95
第12期	2018年11月17日～2019年11月18日	3.91
第13期	2019年11月19日～2020年11月16日	10.82
第14期	2020年11月17日～2021年11月16日	19.68
第15期	2021年11月17日～2022年11月16日	△6.84
第16期	2022年11月17日～2023年11月16日	13.48
第17期	2023年11月17日～2024年11月18日	14.88

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	1,859,219,573	1,380,840,336
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	2,389,085,565	1,331,609,648
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	4,232,733,328	2,344,941,780
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	5,508,197,470	2,623,936,980
第12期	2018年11月17日～2019年11月18日	4,907,155,520	2,176,154,945
第13期	2019年11月19日～2020年11月16日	6,250,780,188	3,438,961,920
第14期	2020年11月17日～2021年11月16日	7,806,167,496	4,393,511,854
第15期	2021年11月17日～2022年11月16日	6,411,477,262	2,966,623,489
第16期	2022年11月17日～2023年11月16日	7,119,004,886	3,290,776,553
第17期	2023年11月17日～2024年11月18日	6,974,006,979	4,189,255,309

(参考)

海外新興国株式インデックスMSC I エマージング (ヘッジなし) マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	409,023,671	0.33
	メキシコ	1,991,303,292	1.63
	ブラジル	4,472,673,037	3.65
	チリ	479,879,528	0.39
	コロンビア	118,254,967	0.10
	ペルー	231,263,235	0.19
	オランダ	64,795,491	0.05
	ルクセンブルク	113,659,327	0.09
	ギリシャ	530,805,595	0.43
	イギリス	181,766,766	0.15
	トルコ	768,347,651	0.63
	チェコ	161,323,521	0.13
	キプロス	0	0.00
	ハンガリー	278,717,628	0.23
	ポーランド	873,521,754	0.71
	ロシア	11,033	0.00
	ケイマン	12,895,618,287	10.52
	バミューダ	204,414,942	0.17
	香港	1,457,780,484	1.19
	シンガポール	25,070,591	0.02
	マレーシア	1,740,727,071	1.42
	タイ	1,706,188,600	1.39
	フィリピン	630,385,540	0.51
	インドネシア	1,818,806,686	1.48
	韓国	11,528,825,504	9.41
	台湾	21,646,200,889	17.66
	中国	17,550,145,326	14.32
	インド	22,967,166,936	18.74
	カタール	975,840,393	0.80
	エジプト	66,509,804	0.05
南アフリカ	3,282,609,466	2.68	
アラブ首長国連邦	1,473,007,650	1.20	

	クウェート	856,170,231	0.70
	サウジアラビア	4,651,298,556	3.80
	小計	116,152,113,452	94.79
投資証券	メキシコ	93,102,328	0.08
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,295,157,388	5.14
合計（純資産総額）		122,540,373,168	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,296,849,960	5.14

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	201,989,765	0.16
	売建	—	190,015,526	△0.16

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2,468,355	3,901.25	9,629,686,361	4,653.95	11,487,610,626	9.37
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	651,750	7,393.91	4,818,985,014	7,748.00	5,049,759,000	4.12
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	477,120	8,438.95	4,026,395,819	6,005.10	2,865,153,312	2.34
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	1,628,900	1,600.13	2,606,462,431	1,615.45	2,631,419,536	2.15
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	560,743	2,828.80	1,586,231,158	3,209.73	1,799,838,396	1.47
ケイマン	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	497,785	2,360.04	1,174,792,909	3,335.51	1,660,368,836	1.35
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	608,354	2,538.64	1,544,397,639	2,274.73	1,383,842,311	1.13
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	520,267	2,019.92	1,050,900,580	2,302.56	1,197,949,365	0.98
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,246,212	790.98	985,737,427	905.32	1,128,222,393	0.92
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	331,838	2,562.54	850,350,173	3,323.40	1,102,831,571	0.90
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,606,920	107.69	1,034,638,384	113.31	1,088,603,336	0.89
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC-ADR	一般消費財・サー	69,370	20,312.21	1,409,058,354	14,893.11	1,033,135,179	0.84

			ビス流通・小売り						
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	54,550	19,987.73	1,090,330,952	17,431.02	950,862,141	0.78
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	151,932	5,348.11	812,549,188	5,811.65	882,976,215	0.72
ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,535,200	387.20	594,439,111	539.45	828,170,548	0.68
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	194,532	3,225.24	627,413,555	3,662.21	712,418,981	0.58
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	254,275	2,424.19	616,412,692	2,793.11	710,219,571	0.58
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	89,709	6,956.31	624,044,143	7,598.37	681,642,264	0.56
ケイマン	株式	JD.COM INC - CL A	一般消費財・サービス流通・小売り	246,823	2,463.28	607,994,876	2,754.41	679,852,727	0.55
サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	エネルギー	575,439	1,152.92	663,440,809	1,103.48	634,991,182	0.52
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	6,901,575	86.77	598,902,114	88.13	608,259,960	0.50
ケイマン	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	293,650	2,255.07	662,201,423	2,039.51	598,902,758	0.49
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	61,290	8,312.55	509,476,561	9,704.36	594,780,837	0.49
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	17,150	33,490.01	574,353,763	33,957.24	582,366,752	0.48
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	654,000	772.47	505,199,042	867.77	567,525,504	0.46
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	5,494,900	90.55	497,605,533	95.00	522,015,500	0.43
中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	7,208,000	71.47	515,193,963	69.34	499,835,877	0.41
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	102,000	4,312.14	439,839,239	4,885.11	498,281,628	0.41
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	192,675	3,025.20	582,881,682	2,564.58	494,131,993	0.40
ブラジル	株式	VALE SA	素材	339,106	1,615.23	547,735,442	1,442.02	489,000,931	0.40

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	4.45
		素材	5.77
		資本財	4.72
		商業・専門サービス	0.03
		運輸	1.77
		自動車・自動車部品	3.44
		耐久消費財・アパレル	1.17



		消費者サービス	2.97
		メディア・娯楽	6.11
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.96
		生活必需品流通・小売り	1.13
		食品・飲料・タバコ	2.90
		家庭用品・パーソナル用品	0.64
		ヘルスケア機器・サービス	0.83
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.45
		銀行	16.92
		金融サービス	2.76
		保険	2.89
		ソフトウェア・サービス	2.55
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.48
		電気通信サービス	2.65
		公益事業	2.60
		半導体・半導体製造装置	12.19
		不動産管理・開発	1.40
投資証券	—	—	0.08
合計			94.86

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	ニューヨーク証券取引所	MINMSCIE2412	買建	773	米ドル	43,282,590	6,524,417,616	41,772,920	6,296,849,960	5.14

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,340,530.30	203,950,975	201,989,765	0.16
	トルコリラ	売建	2,580,000.00	11,141,730	11,192,556	△0.01
	台湾ドル	売建	8,000,000.00	37,232,800	37,046,400	△0.03
	インドルピー	売建	52,000,000.00	94,120,000	93,080,000	△0.08
	南アフリカランド	売建	5,850,000.00	49,165,155	48,696,570	△0.04

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 19,785円  
純資産総額..... 603.51億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	設定来累計
10円	10円	10円	0円	0円	120円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	94.85%
株式先物	5.14%
現金その他	5.15%

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位10銘柄>

	銘柄	業種	国・地域	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	9.37%
2	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	中国	4.12%
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	2.34%
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	ケイマン	2.15%
5	HDFC BANK LIMITED	銀行	インド	1.47%
6	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	ケイマン	1.35%
7	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	インド	1.13%
8	ICICI BANK LTD	銀行	インド	0.98%
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	台湾	0.92%
10	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	インド	0.90%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算しております。  
※2024年は、2024年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができます場合があります。

##### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### ＜解約請求による換金＞

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から解約に係る所定の税金が差し引かれます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3 【資産管理等の概要】

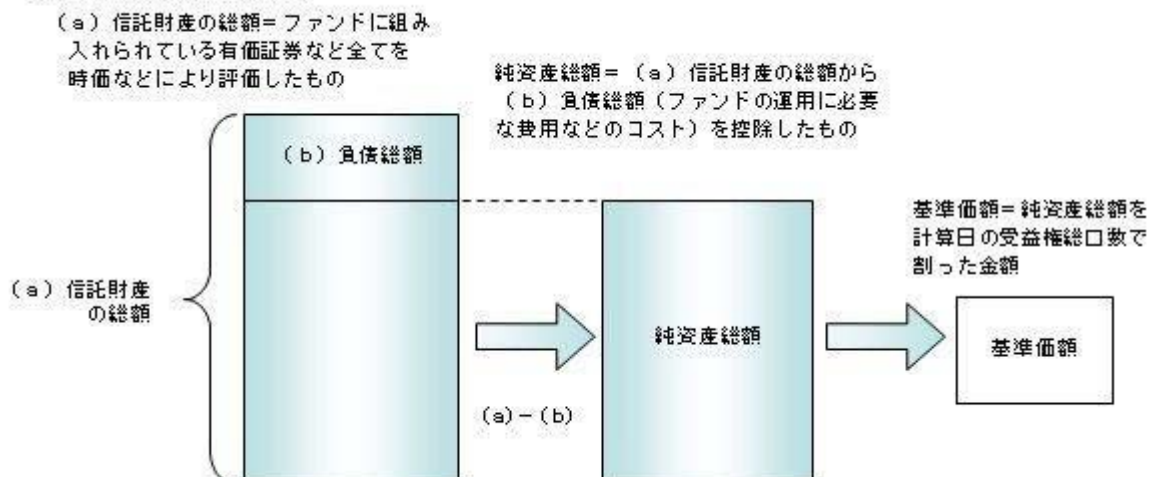
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



- ② 有価証券などの評価基準
- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ＜主な資産の評価方法＞
- ◇マザーファンド受益証券  
基準価額計算日の基準価額で評価します。
  - ◇外国株式  
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
  - ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- ③ 基準価額の照会方法
- 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2008年4月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

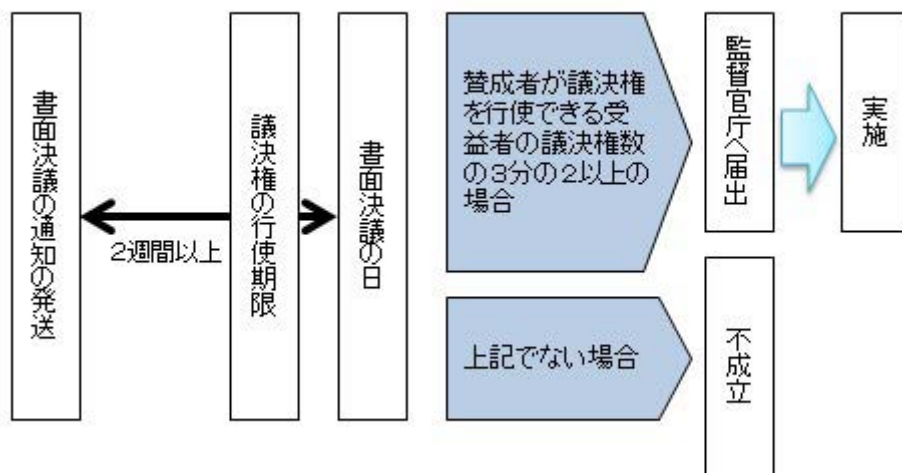
### ③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



### ⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

### ⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更いたしますが、それ以前に本項に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

### ⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間（2023 年 11 月 17 日から 2024 年 11 月 18 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2025年2月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド海外新興国（エマージング）株式の2023年11月17日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 16 期 2023 年 11 月 16 日現在	第 17 期 2024 年 11 月 18 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	137,092,983	191,575,709
親投資信託受益証券	48,899,476,429	61,851,689,771
未収入金	5,421,546	24,968,213
未収利息	-	1,231
流動資産合計	49,041,990,958	62,068,234,924
資産合計	49,041,990,958	62,068,234,924
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	50,865,109	109,020,644
未払受託者報酬	7,470,437	9,201,829
未払委託者報酬	77,195,159	89,400,405
未払利息	48	-
その他未払費用	2,214,070	2,639,886
流動負債合計	137,744,823	210,262,764
負債合計	137,744,823	210,262,764
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	27,559,451,407	30,344,203,077
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,344,794,728	31,513,769,083
（分配準備積立金）	8,725,173,949	14,581,464,309
元本等合計	48,904,246,135	61,857,972,160
純資産合計	48,904,246,135	61,857,972,160
負債純資産合計	49,041,990,958	62,068,234,924

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 16 期		第 17 期	
	自 2022 年 11 月 17 日	至 2023 年 11 月 16 日	自 2023 年 11 月 17 日	至 2024 年 11 月 18 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		-		152,581
有価証券売買等損益		5,837,820,592		7,719,061,210
営業収益合計		5,837,820,592		7,719,213,791
<b>営業費用</b>				
支払利息		35,935		2,304
受託者報酬		13,770,847		17,553,959
委託者報酬		142,299,993		175,706,375
その他費用		3,054,245		3,753,454
営業費用合計		159,161,020		197,016,092
営業利益又は営業損失 (△)		5,678,659,572		7,522,197,699
経常利益又は経常損失 (△)		5,678,659,572		7,522,197,699
当期純利益又は当期純損失 (△)		5,678,659,572		7,522,197,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		189,594,071		481,364,079
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		13,376,253,139		21,344,794,728
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,338,549,501		6,403,991,511
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,338,549,501		6,403,991,511
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,859,073,413		3,275,850,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,859,073,413		3,275,850,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		21,344,794,728		31,513,769,083

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年11月17日から翌年11月16日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2023年11月17日から2024年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第16期 2023年11月16日現在	第17期 2024年11月18日現在
1.	期首元本額	23,731,223,074円	27,559,451,407円
	期中追加設定元本額	7,119,004,886円	6,974,006,979円
	期中一部解約元本額	3,290,776,553円	4,189,255,309円
2.	受益権の総数	27,559,451,407口	30,344,203,077口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自2022年11月17日 至2023年11月16日		第17期 自2023年11月17日 至2024年11月18日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,138,010,396円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,477,760,970円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 1,821,262,195円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 5,563,072,650円
C	信託約款に定める収益調整金 23,014,196,001円	C	信託約款に定める収益調整金 27,421,349,140円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 5,765,901,358円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 7,540,630,689円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 31,739,369,950円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 42,002,813,449円
F	分配対象収益(1万口当たり) 11,516円	F	分配対象収益(1万口当たり) 13,842円
G	分配金額 0円	G	分配金額 0円
H	分配金額(1万口当たり) 0円	H	分配金額(1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第16期 自2022年11月17日 至2023年11月16日	第17期 自2023年11月17日 至2024年11月18日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。
--	---

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第 16 期 2023 年 11 月 16 日現在	第 17 期 2024 年 11 月 18 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券  同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)上記以外の金融商品  同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 16 期 (2023 年 11 月 16 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,839,575,167
合計	5,839,575,167

第 17 期 (2024 年 11 月 18 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,717,232,507
合計	7,717,232,507

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 16 期 2023 年 11 月 16 日現在	第 17 期 2024 年 11 月 18 日現在
1口当たり純資産額	1,7745円	1口当たり純資産額 2,0385円
(1万口当たり純資産額)	(17,745円)	(1万口当たり純資産額) (20,385円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外新興国株式インデックスMSC I エマージング (ヘッジなし) マザーファンド	21,079,575,275	61,851,689,771	
合計		21,079,575,275	61,851,689,771	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「海外新興国株式インデックスMSC I エマージング (ヘッジなし) マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

海外新興国株式インデックスMSC I エマージング (ヘッジなし) マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	420,211,072	146,796,267
コール・ローン	56,155,686	76,052,250
株式	105,565,134,320	118,705,938,488
投資証券	111,204,702	101,204,331
派生商品評価勘定	132,277,073	3,039,441
未収入金	-	5,324,932
未収配当金	115,692,712	137,417,991
未収利息	16,006	489
差入委託証拠金	4,797,811,025	7,235,785,342
流動資産合計	111,198,502,596	126,411,559,531
資産合計	111,198,502,596	126,411,559,531
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	435,131	227,680,728
未払解約金	116,839,681	226,988,613
未払利息	19	-
流動負債合計	117,274,831	454,669,341
負債合計	117,274,831	454,669,341
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	43,649,972,174	42,926,820,526
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	67,431,255,591	83,030,069,664
元本等合計	111,081,227,765	125,956,890,190
純資産合計	111,081,227,765	125,956,890,190
負債純資産合計	111,198,502,596	126,411,559,531



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法、社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1.	期首	2022年11月17日	2023年11月17日
	期首元本額	43,760,644,315円	43,649,972,174円
	期首からの追加設定元本額	10,433,862,272円	6,916,515,301円
	期首からの一部解約元本額	10,544,534,413円	7,639,666,949円
	元本の内訳 ※		
	日興五大陸株式ファンド	1,788,320,640円	1,941,854,549円
	インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式	19,215,449,713円	21,079,575,275円
	インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）	3,184,814,528円	3,306,045,486円
	グローバル3倍3分法ファンド（適格機関投資家向け）	19,302,637,448円	15,264,123,975円
	Tracers グローバル3分法（おとなのバランス）	2,284,731円	5,782,112円
	インデックスファンドMSCIオール・カンントリー（全世界株式）	72,165,092円	1,153,083,505円
Tracers MSCIオール・カンントリー・インデックス（全世界株式）	83,425,472円	174,511,290円	
Niつみインデックスラップ世界10指数（均等型）	557,947円	1,286,688円	
Niつみインデックスラップ世界10指数（安定成長型）	316,603円	557,646円	
計	43,649,972,174円	42,926,820,526円	
2.	受益権の総数	43,649,972,174口	42,926,820,526口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2023年11月16日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,451,490,137
投資証券	10,199,156
合計	1,461,689,293

(2024年11月18日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,869,617,413

投資証券	△7,362,816
合計	1,862,254,597

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年11月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	5,447,652,801	—	5,579,902,773	132,249,972
合計		5,447,652,801	—	5,579,902,773	132,249,972

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	7,543,386,254	—	7,315,730,037	△227,656,217
合計		7,543,386,254	—	7,315,730,037	△227,656,217

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2023年11月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	158,791,500	—	158,807,250	15,750
	米ドル	158,791,500	—	158,807,250	15,750
	売建	90,366,000	—	90,789,780	△423,780
	米ドル	90,366,000	—	90,789,780	△423,780

合計	249,157,500	—	249,597,030	△408,030
----	-------------	---	-------------	----------

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	177,479,500	—	177,457,305	△22,195
	米ドル	177,479,500	—	177,457,305	△22,195
	売建	195,950,000	—	192,912,875	3,037,125
	米ドル	195,950,000	—	192,912,875	3,037,125
合計		373,429,500	—	370,370,180	3,014,930

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年11月16日現在		2024年11月18日現在	
1口当たり純資産額	2,5448円	1口当たり純資産額	2,9342円
(1万口当たり純資産額)	(25,448円)	(1万口当たり純資産額)	(29,342円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	COSAN SA -ADR	3,000	7.86	23,580.00	
	GAZPROM PAO-SPON ADR	649,360	—	—	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	110,100	2.19	241,559.40	

LUKOIL PJSC	43,315	0.00	4.33
LUKOIL PJSC-SPON-ADR	2,640	—	—
NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	10,221	—	—
ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	126,380	—	—
SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	174,750	—	—
TATNEFT-SPONSORED-ADR	27,469	0.00	2.74
CEMEX SAB-SPONS ADR PART CER	4,100	5.47	22,427.00
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	17,300	12.32	213,136.00
GERDAU SA -SPON ADR	13,862	3.46	47,962.52
MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	72,014	—	—
NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	18,540	—	—
PHOSAGRO PJSC REG S-GDR	17,606	0.00	1.76
PHOSAGRO PJSC REG S-GDR(FUKA)	113	0.00	0.01
POLYUS PJSC-REG S-GDR	7,870	—	—
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	4,451	38.14	169,761.14
SEVERSTAL - GDR REG S	26,330	—	—
SOUTHERN COPPER CORP	8,605	99.24	853,960.20
SOUTHERN COPPER CORP(N)	53	99.24	5,259.72
SUZANO SA - SPON ADR	9,350	10.64	99,484.00
GRUPO AEROPORTUARIO PAC-ADR	500	181.66	90,830.00
H WORLD GROUP LTD-ADR	20,222	35.81	724,149.82
TAL EDUCATION GROUP- ADR	41,200	9.84	405,408.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	39,550	47.21	1,867,155.50
AUTOHOME INC-ADR	7,790	27.60	215,004.00
IQIYI INC-ADR	44,800	2.14	95,872.00
KANZHUN LTD-ADR	24,650	13.44	331,296.00
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	77,050	11.07	852,943.50
VK IPJSC -GDR	15,200	—	—
OZON HOLDINGS PLC - ADR	6,400	—	—
PDD HOLDINGS INC-ADR	69,370	114.00	7,908,180.00
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	36,448	13.93	507,720.64
SENDAS DISTRIBUIDORA-ADR	14,150	6.18	87,447.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	15,430	—	—
COCA-COLA FEMSA SAB-SP ADR	1,000	77.56	77,560.00
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	8,100	38.19	309,339.00
BANCO BRADESCO-ADR	36,400	2.38	86,632.00

	BANCO DE CHILE-ADR	900	23.05	20,745.00	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	2,500	19.26	48,150.00	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	292,200	1.59	465,766.80	
	CREDICORP LTD	6,925	192.34	1,331,954.50	
	INTER & CO INC - CL A	23,200	5.99	138,968.00	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR-ADR	10,650	5.96	63,474.00	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	293,650	14.06	4,128,719.00	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	576,360	0.00	57.63	
	SBERBANK PJSC-SPONSORED ADR	51,750	—	—	
	TCS GROUP HOLDING -REG S-GDR	13,410	—	—	
	VTB BANK PJSC	67,292	0.00	6.72	
	PAGSEGURO DIGITAL LTD-CL A	19,400	7.64	148,216.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	11,900	30.74	365,806.00	
	STONECO LTD-A	24,700	9.76	241,072.00	
	XP INC - CLASS A	36,900	16.63	613,647.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	65,146	1.63	106,774.29	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	60,892	—	—	
	TELEFONICA BRASIL-ADR	5,687	9.04	51,410.48	
	TIM SA-ADR	6,300	14.17	89,271.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BR-SP ADR	72,300	6.20	448,260.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	4,500	16.90	76,050.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	12,300	2.71	33,333.00	
	KE HOLDINGS INC-ADR	65,820	19.52	1,284,806.40	
米ドル小計		3,530,371		24,893,164.10 (3,842,259,878)	
メキシコペソ	CEMEX SAB-CPO	1,425,163	11.20	15,961,825.60	
	GRUPO MEXICO SA-SER B	308,654	101.44	31,309,861.76	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	19,850	304.94	6,053,059.00	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	101,665	17.82	1,811,670.30	
	ALFA S. A. B. -A	372,005	15.51	5,769,797.55	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	56,300	117.46	6,612,998.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	34,562	370.33	12,799,345.46	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,675	531.15	9,919,226.25	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,300	160.40	4,699,720.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	21,040	176.53	3,714,191.20	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	28,000	127.78	3,577,840.00	

	WALMART DE MEXICO -SER V	506,100	55.02	27,845,622.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	52,100	169.92	8,852,832.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	40,100	158.41	6,352,241.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	176,754	183.79	32,485,617.66	
	GRUMA S. A. B. -B	17,160	350.97	6,022,645.20	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	126,000	63.00	7,938,000.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	164,470	28.30	4,654,501.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	80,800	41.35	3,341,080.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	256,147	140.23	35,919,493.81	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	184,100	44.57	8,205,337.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,828,049	15.45	28,243,357.05	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	145,200	14.85	2,156,220.00	
	メキシコペソ小計	5,992,194		274,246,481.84	(2,082,956,878)
ブラジルリアル	COSAN SA	111,200	11.30	1,256,560.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	356,160	40.51	14,428,041.60	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	464,960	37.27	17,329,059.20	
	PRIIO SA	83,600	39.70	3,318,920.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	77,480	19.29	1,494,589.20	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL	64,800	10.64	689,472.00	
	GERDAU SA-PREF	127,890	20.03	2,561,636.70	
	KLABIN SA - UNIT	89,210	20.51	1,829,697.10	
	SUZANO SA	71,547	60.55	4,332,170.85	
	VALE SA	339,106	56.84	19,274,785.04	
	EMBRAER SA	69,700	55.42	3,862,774.00	
	WEG SA	165,172	54.35	8,977,098.20	
	CCR SA	110,220	11.91	1,312,720.20	
	LOCALIZA RENT A CAR SA	82,854	44.73	3,706,059.42	
	RUMO SA	134,400	20.11	2,702,784.00	
	VIBRA ENERGIA SA	105,100	22.21	2,334,271.00	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	67,500	6.61	446,175.00	
	RAIA DROGASIL SA	131,916	25.43	3,354,623.88	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	77,900	7.06	549,974.00	
	AMBEV SA	428,600	12.64	5,417,504.00	
	BRF SA	59,500	24.95	1,484,525.00	
	JBS SA	80,500	35.20	2,833,600.00	

	NATURA &CO HOLDING SA	94,532	14.38	1,359,370.16	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	483,563	3.17	1,532,894.71	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	80,100	29.50	2,362,950.00	
	HYPERMARCAS SA	29,600	20.60	609,760.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	118,040	12.02	1,418,840.80	
	BANCO BRADESCO SA-PRF	530,979	13.53	7,184,145.87	
	BANCO DO BRASIL S.A.	171,100	25.37	4,340,807.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	464,715	34.42	15,995,490.30	
	ITAUSA SA-PRF	545,355	10.42	5,682,599.10	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	562,149	10.27	5,773,270.23	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	117,200	34.15	4,002,380.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	68,700	33.41	2,295,267.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	58,200	14.08	819,456.00	
	TOTVS SA	62,700	30.00	1,881,000.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	36,375	51.60	1,876,950.00	
	TIM SA	56,736	16.48	935,009.28	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	28,700	40.58	1,164,646.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	42,700	35.68	1,523,536.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	190,438	12.09	2,302,395.42	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PRF-B	97,500	9.59	935,025.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	41,160	96.31	3,964,119.60	
	CPFL ENERGIA SA	23,300	32.36	753,988.00	
	ENERGISA SA-UNITS	23,800	41.82	995,316.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	21,050	39.42	829,791.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	118,714	32.67	3,878,386.38	
	ブラジルリアル小計	7,366,721		177,914,434.24 (4,734,392,052)	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	109,000	1,522.00	165,898,000.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B-PRF	9,450	36,988.00	349,536,600.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,885,000	13.48	187,169,800.00	
	EMPRESAS COPEC SA	39,100	6,100.00	238,510,000.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	89,300	3,435.00	306,745,500.00	
	CENCOSUD SA	130,150	1,941.00	252,621,150.00	
	BANCO DE CHILE	4,238,027	112.47	476,650,896.69	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,716	28,480.00	248,231,680.00	
	BANCO SANTANDER CHILE SA	6,020,500	47.37	285,191,085.00	



	ENEL AMERICAS SA	2,277,620	86.80	197,697,416.00	
	ENEL CHILE SA	2,487,370	53.89	134,044,369.30	
チリペソ小計		29,294,233		2,842,296,496.99 (447,562,217)	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	25,330	38,000.00	962,540,000.00	
	BANCOLOMBIA SA-PRF	47,200	35,360.00	1,668,992,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	44,210	16,980.00	750,685,800.00	
コロンビアペソ小計		116,740		3,382,217,800.00 (117,697,797)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	11,080	33.00	365,640.00	
	OPAP SA	17,710	15.14	268,129.40	
	JUMBO SA	12,640	24.24	306,393.60	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	227,400	1.57	359,064.60	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	267,800	1.97	527,566.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	86,190	7.10	612,121.38	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	110,500	3.68	407,082.00	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	20,200	14.89	300,778.00	
	PUBLIC POWER CORP	21,300	12.05	256,665.00	
ユーロ小計		774,820		3,403,439.98 (554,011,959)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	97,750	148.10	14,476,775.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	151,667	50.30	7,628,850.10	
	SASA POLYESTER SANAYI	1,277,912	3.86	4,932,740.32	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	153,200	67.70	10,371,640.00	
	KOC HOLDING AS	73,684	185.70	13,683,118.80	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	68,500	40.88	2,800,280.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	21,261	235.50	5,006,965.50	
	TURK HAVA YOLLARI AO	53,650	289.75	15,545,087.50	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	7,470	1,077.00	8,045,190.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	195.60	2,347,200.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	46,160	466.00	21,510,560.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK	19,800	213.20	4,221,360.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	80,850	49.52	4,003,692.00	
	AKBANK T. A. S.	313,789	54.85	17,211,326.65	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	110,100	86.00	9,468,600.00	
TURKIYE IS BANKASI-C	882,920	12.72	11,230,742.40		

	YAPI VE KREDI BANKASI	361,000	27.42	9,898,620.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	116,756	94.60	11,045,117.60	
トルコリラ小計		3,848,469		173,427,865.87 (777,390,408)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	8,160	821.00	6,699,360.00	
	MONETA MONEY BANK AS	22,300	122.20	2,725,060.00	
	CEZ AS	16,660	905.00	15,077,300.00	
チェココルナ小計		47,120		24,501,720.00 (157,857,231)	
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	36,780	2,642.00	97,172,760.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	15,070	10,700.00	161,249,000.00	
	OTP BANK PLC	21,935	21,000.00	460,635,000.00	
ハンガリーフォリント小計		73,785		719,056,760.00 (286,769,183)	
ポーランドズロ チ	ORLEN SA	52,179	52.78	2,754,007.62	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	14,340	130.20	1,867,068.00	
	BUDIMEX	1,250	494.40	618,000.00	
	LPP SA	114	14,330.00	1,633,620.00	
	CD PROJEKT SA	6,650	155.85	1,036,402.50	
	ALLEGRO. EU SA	57,990	29.15	1,690,408.50	
	DINO POLSKA SA	5,040	389.20	1,961,568.00	
	ALIOR BANK SA	8,880	88.54	786,235.20	
	BANK PEKAO SA	19,012	143.25	2,723,469.00	
	MBANK SA	1,310	558.40	731,504.00	
	PKO BANK POLSKI SA	83,815	56.38	4,725,489.70	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	4,190	457.70	1,917,763.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	57,400	40.92	2,348,808.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	86,630	6.85	593,588.76	
ポーランドズロチ小計		398,800		25,387,932.28 (956,203,465)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	216,000	9.21	1,989,360.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	192,000	7.05	1,353,600.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,497,300	4.19	10,463,687.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	329,000	33.25	10,939,250.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	124,000	6.76	838,240.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,053,000	5.47	11,229,910.00	

YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	299,000	9.34	2,792,660.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	415,000	4.92	2,041,800.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	122,000	20.55	2,507,100.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	326,000	11.72	3,820,720.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	392,000	3.14	1,230,880.00	
CMOC GROUP LTD-H	351,000	5.85	2,053,350.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	119,000	12.56	1,494,640.00	
MMG LTD	431,200	2.64	1,138,368.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	77,250	13.46	1,039,785.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	162,000	11.34	1,837,080.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	559,750	14.72	8,239,520.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	248,000	3.96	982,080.00	
BOC AVIATION LTD	21,500	60.10	1,292,150.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	290,000	4.03	1,168,700.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	376,000	3.83	1,440,080.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	214,000	11.04	2,362,560.00	
CITIC LTD	577,000	8.73	5,037,210.00	
CRRC CORP LTD - H	401,000	4.82	1,932,820.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	241,000	4.25	1,024,250.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	69,000	20.30	1,400,700.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	67,000	20.50	1,373,500.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	196,400	11.22	2,203,608.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	63,600	28.30	1,799,880.00	
CHINA COSCO HOLDINGS-H	262,350	11.82	3,100,977.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	125,000	12.54	1,567,500.00	
JD LOGISTICS INC	196,400	14.16	2,781,024.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	158,000	7.72	1,219,760.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	13,500	106.80	1,441,800.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	183,540	5.26	965,420.40	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	44,050	163.80	7,215,390.00	
BYD CO LTD-H	102,000	264.00	26,928,000.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	58,800	53.55	3,148,740.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	627,000	13.18	8,263,860.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,500	13.52	3,697,720.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	390,845	3.11	1,215,527.95	
LI AUTO INC-CLASS A	125,100	87.55	10,952,505.00	

NIO INC-CLASS A	140,180	34.95	4,899,291.00	
XPENG INC - CLASS A SHARES	118,300	49.60	5,867,680.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	132,000	13.72	1,811,040.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	52,000	31.05	1,614,600.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	127,200	80.25	10,207,800.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	446,000	4.20	1,873,200.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	236,800	27.95	6,618,560.00	
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	35,000	23.80	833,000.00	
LI NING CO LTD	230,500	16.04	3,697,220.00	
MIDEA GROUP CO LTD	42,000	70.40	2,956,800.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	86,300	56.10	4,841,430.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	168,000	15.34	2,577,120.00	
MEITUAN-CLASS B	497,785	169.60	84,424,336.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	150,600	42.45	6,392,970.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	125,600	16.88	2,120,128.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	131,000	10.14	1,328,340.00	
TRIP.COM GROUP LTD	55,090	468.00	25,782,120.00	
BAIDU INC-CLASS A	224,860	82.25	18,494,735.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	23,677	146.10	3,459,209.70	
CHINA LITERATURE LTD	39,400	26.15	1,030,310.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	644,000	2.03	1,307,320.00	
KINGSOFT CORP LTD	97,200	28.70	2,789,640.00	
KUAI SHOU TECHNOLOGY	235,800	51.40	12,120,120.00	
NETEASE INC	192,675	134.00	25,818,450.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	655,250	401.00	262,755,250.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,519,200	87.20	132,474,240.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	216,800	7.16	1,552,288.00	
JD.COM INC - CL A	246,823	132.60	32,728,729.80	
MINISO GROUP HOLDING LTD	42,000	33.25	1,396,500.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	55,200	75.15	4,148,280.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	212,000	2.45	519,400.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	81,500	17.46	1,422,990.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	642,000	3.80	2,439,600.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	116,700	27.60	3,220,920.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	10,200	118.05	1,204,110.00	
CHINA FEIHE LTD	379,000	5.60	2,122,400.00	

CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS	90,000	—	—
CHINA MENGNIU DAIRY CO	310,000	16.80	5,208,000.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	168,500	27.25	4,591,625.00
NONGFU SPRING CO LTD-H	197,800	30.85	6,102,130.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	184,000	9.75	1,794,000.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	202,000	10.92	2,205,840.00
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	62,000	49.65	3,078,300.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	517,000	4.57	2,362,690.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	28,200	49.50	1,395,900.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	70,500	22.30	1,572,150.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	263,600	4.47	1,178,292.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	82,600	12.72	1,050,672.00
SINOPHARM GROUP CO-H	138,000	20.20	2,787,600.00
AKESO INC - B	61,000	68.75	4,193,750.00
BEIGENE LTD	69,381	113.90	7,902,495.90
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	193,500	5.37	1,039,095.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	868,160	5.13	4,453,660.80
GENSCRIPT BIOTECH CORP	122,000	11.50	1,403,000.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	122,000	17.08	2,083,760.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	123,000	37.20	4,575,600.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,102,750	3.31	3,650,102.50
WUXI APPTec CO LTD-H	34,629	50.55	1,750,495.95
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	352,500	15.02	5,294,550.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,719,000	3.80	10,332,200.00
BANK OF CHINA LTD - H	7,948,000	3.61	28,692,280.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	837,245	5.80	4,856,021.00
CHINA CITIC BANK - H	929,000	4.90	4,552,100.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,606,920	5.86	56,296,551.20
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	182,000	2.65	482,300.00
CHINA MERCHANTS BANK - H	368,150	36.50	13,437,475.00
CHINA MINSHENG BANKING-H	662,640	2.93	1,941,535.20
IND & COMM BK OF CHINA - H	6,901,575	4.60	31,747,245.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	798,000	4.51	3,598,980.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	440,000	7.22	3,176,800.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	128,800	13.90	1,790,320.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	134,175	22.00	2,951,850.00

FAR EAST HORIZON LTD	246,000	5.32	1,308,720.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	237,200	6.80	1,612,960.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	127,000	13.30	1,689,100.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	733,000	15.36	11,258,880.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	252,000	24.95	6,287,400.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	154,740	12.34	1,909,491.60	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO-H	81,000	24.10	1,952,100.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	867,000	3.85	3,337,950.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	724,001	12.14	8,789,372.14	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	654,000	45.60	29,822,400.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	300,000	8.58	2,574,000.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	74,500	29.65	2,208,925.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	82,000	28.40	2,328,800.00	
LENOVO GROUP LTD	820,000	9.17	7,519,400.00	
SUNNY OPTICAL TECH	70,200	54.95	3,857,490.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	1,535,200	28.00	42,985,600.00	
ZTE CORP-H	71,200	19.70	1,402,640.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	4,606,000	1.01	4,652,060.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	56,500	24.40	1,378,600.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	504,000	2.18	1,098,720.00	
CGN POWER CO LTD-H	1,228,000	2.74	3,364,720.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	287,800	6.37	1,833,286.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	327,000	6.67	2,181,090.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	538,000	3.10	1,667,800.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	96,000	28.45	2,731,200.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	209,000	17.98	3,757,820.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	81,600	51.10	4,169,760.00	
GUANGDONG INVEST	316,000	4.77	1,507,320.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	404,000	4.13	1,668,520.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	398,000	7.60	3,024,800.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,144,000	1.40	3,001,600.00	
HANERGY THIN FILM POWER GROU	240,000	—	—	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	60,000	20.95	1,257,000.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	522,000	3.19	1,665,180.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	73,000	13.72	1,001,560.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	376,320	13.56	5,102,899.20	

	CHINA RESOURCES LAND LTD	305,277	23.65	7,219,801.05	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	72,000	30.75	2,214,000.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	209,526	6.39	1,338,871.14	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	203,000	11.40	2,314,200.00	
香港ドル小計		79,703,414		1,260,901,242.53 (25,003,671,639)	
マレーシアリン ギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,600	17.62	539,172.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	259,900	4.56	1,185,144.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	401,400	4.40	1,766,160.00	
	GAMUDA BHD	183,700	8.70	1,598,190.00	
	SIME DARBY BERHAD	279,020	2.23	622,214.60	
	SUNWAY BHD	220,500	4.64	1,023,120.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	99,200	10.58	1,049,536.00	
	MISC BHD	135,900	7.60	1,032,840.00	
	GENTING BHD	145,900	3.77	550,043.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	315,400	2.12	668,648.00	
	MR DIY GROUP M BHD	297,750	1.82	541,905.00	
	IOI CORPORATION BERHAD	256,875	3.93	1,009,518.75	
	KUALA LUMPUR KEPONG BERHAD	52,500	21.90	1,149,750.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	6,500	99.50	646,750.00	
	PPB GROUP BERHAD	63,980	14.20	908,516.00	
	QL RESOURCES BHD	171,750	4.75	815,812.50	
	SD GUTHRIE BHD	213,120	4.81	1,025,107.20	
	IHH HEALTHCARE BHD	202,900	7.23	1,466,967.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	288,100	5.16	1,486,596.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	695,100	8.19	5,692,869.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	64,800	20.58	1,333,584.00	
	MALAYAN BANKING BHD	550,650	10.36	5,704,734.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	1,480,850	4.47	6,619,399.50	
	RHB BANK BHD	154,859	6.45	998,840.55	
	AXIATA GROUP BERHAD	296,400	2.24	663,936.00	
	CELCOMDIGI BHD	339,600	3.33	1,130,868.00	
MAXIS BHD	235,400	3.44	809,776.00		
TELEKOM MALAYSIA BHD	128,300	6.31	809,573.00		
PETRONAS GAS BERHAD	79,600	17.62	1,402,552.00		
TENAGA NASIONAL BERHAD	262,225	14.20	3,723,595.00		

	YTL CORP BHD	319,700	1.98	633,006.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	241,600	3.15	761,040.00	
	INARI AMERTRON BHD	324,900	2.90	942,210.00	
マレーシアリングット小計		8,798,979		50,311,973.10 (1,736,296,378)	
タイパーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	128,110	123.50	15,821,585.00	
	PTT PCL-NVDR	983,400	32.50	31,960,500.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	138,100	40.00	5,524,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	210,245	24.10	5,066,904.50	
	SCG PACKAGING PCL-NVDR	130,900	23.60	3,089,240.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	80,100	187.00	14,978,700.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	423,300	59.25	25,080,525.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO-NVDR	783,800	7.70	6,035,260.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	324,068	25.25	8,182,717.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	206,416	33.50	6,914,936.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	503,500	9.40	4,732,900.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	350,000	14.20	4,970,000.00	
	CP ALL PCL-NVDR	549,100	63.75	35,005,125.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	205,689	34.75	7,147,692.75	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	293,600	24.40	7,163,840.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,061,700	27.00	28,665,900.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	61,500	207.00	12,730,500.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	60,000	147.50	8,850,000.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	394,225	20.50	8,081,612.50	
	SCB X PCL-NVDR	85,100	114.50	9,743,950.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,342,000	1.75	4,098,500.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	130,400	46.50	6,063,600.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	319,500	163.50	52,238,250.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	118,000	286.00	33,748,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	99,900	97.25	9,715,275.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,002,720	11.90	11,932,368.00	
GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	300,790	61.00	18,348,190.00		
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	188,600	60.25	11,363,150.00		
タイパーツ小計		11,474,763		397,253,220.75 (1,763,804,300)	
フィリピンペン	AYALA CORPORATION	23,052	615.00	14,176,980.00	



	JG SUMMIT HOLDINGS INC	300,345	22.20	6,667,659.00	
	SM INVESTMENTS CORP	21,313	875.00	18,648,875.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	101,830	383.00	39,000,890.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	47,540	260.00	12,360,400.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	90,460	82.35	7,449,381.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	182,490	140.00	25,548,600.00	
	BDO UNIBANK INC	242,125	141.90	34,357,537.50	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	188,237	72.80	13,703,653.60	
	PLDT INC	8,365	1,344.00	11,242,560.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	31,630	485.00	15,340,550.00	
	AYALA LAND INC	682,560	29.05	19,828,368.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,002,210	27.00	27,059,670.00	
フィリピンペソ小計		2,922,157		245,385,124.10	(644,651,259)
インドネシアルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBKPT	1,485,200	3,920.00	5,821,984,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	160,000	26,550.00	4,248,000,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	668,000	9,175.00	6,128,900,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	3,100,759	855.00	2,651,148,945.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	785,000	6,625.00	5,200,625,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	283,000	7,100.00	2,009,300,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,173,873	2,100.00	2,465,133,300.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	2,009,900	4,940.00	9,928,906,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	88,529,000	64.00	5,665,856,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,756,200	2,880.00	5,057,856,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	728,100	4,790.00	3,487,599,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	189,400	11,675.00	2,211,245,000.00	
	PT INDOFOOD SUKSES MAK TBK	452,600	7,725.00	3,496,335,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	753,000	1,845.00	1,389,285,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	2,187,700	1,420.00	3,106,534,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	5,494,900	10,175.00	55,910,607,500.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	3,709,700	6,350.00	23,556,595,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	1,570,400	4,910.00	7,710,664,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	6,674,300	4,470.00	29,834,121,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,754,900	2,540.00	12,077,446,000.00	
インドネシアルピア小計		126,465,932		191,958,140,745.00	(1,881,189,779)

韓国ウォン	HD HYUNDAI	4,950	75,700.00	374,715,000.00	
	S-OIL CORPORATION	4,835	54,300.00	262,540,500.00	
	SK INNOVATION CO LTD	6,195	96,100.00	595,339,500.00	
	ENCHEM CO LTD	1,130	134,000.00	151,420,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	10,722	17,040.00	182,702,880.00	
	HYUNDAI STEEL CO	9,690	20,850.00	202,036,500.00	
	KOREA ZINC CO LTD	575	1,033,000.00	593,975,000.00	
	KUM YANG CO LTD	3,270	31,100.00	101,697,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,970	102,500.00	201,925,000.00	
	LG CHEM LTD	4,987	278,000.00	1,386,386,000.00	
	LG CHEM LTD-PRF	770	184,100.00	141,757,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	2,075	73,400.00	152,305,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	6,995	277,500.00	1,941,112,500.00	
	SKC CO LTD	2,170	103,100.00	223,727,000.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	5,610	37,850.00	212,338,500.00	
	DOOSAN ENERBILITY	41,960	21,850.00	916,826,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	4,744	124,500.00	590,628,000.00	
	ECOPRO CO LTD	10,030	65,300.00	654,959,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,350	89,700.00	121,095,000.00	
	GS HOLDINGS	4,395	40,750.00	179,096,250.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,250	407,000.00	1,322,750,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	10,299	39,100.00	402,690,900.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	2,420	362,500.00	877,250,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2,190	213,500.00	467,565,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	4,417	189,600.00	837,463,200.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	7,560	28,900.00	218,484,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,940	65,900.00	523,246,000.00	
	L&F CO LTD	2,560	97,500.00	249,600,000.00	
	LG CORP	9,611	71,400.00	686,225,400.00	
	LG ENERGY SOLUTION	4,545	371,000.00	1,686,195,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	1,450	139,100.00	201,695,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,213	167,600.00	538,498,800.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	5,510	45,500.00	250,705,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	8,877	117,300.00	1,041,272,100.00	
SAMSUNG E&A CO LTD	16,500	16,850.00	278,025,000.00		
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	67,519	11,890.00	802,800,910.00		

SK INC	3,741	135,200.00	505,783,200.00	
SK SQUARE CO LTD	9,853	77,600.00	764,592,800.00	
HMM CO LTD	22,880	18,240.00	417,331,200.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3,740	112,700.00	421,498,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	14,844	24,150.00	358,482,600.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	7,952	35,900.00	285,476,800.00	
HYUNDAI MOBIS	5,910	251,500.00	1,486,365,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	13,485	206,000.00	2,777,910,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	3,530	159,000.00	561,270,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	2,220	153,300.00	340,326,000.00	
KIA CORP	23,350	91,600.00	2,138,860,000.00	
COWAY CO LTD	5,640	62,300.00	351,372,000.00	
LG ELECTRONICS INC	10,905	88,500.00	965,092,500.00	
HANJIN KAL CORP	2,570	76,400.00	196,348,000.00	
HYBE CO LTD	2,140	205,000.00	438,700,000.00	
KAKAO CORP	31,695	34,050.00	1,079,214,750.00	
KRAFTON INC	2,940	289,500.00	851,130,000.00	
NAVER CORP	12,505	190,000.00	2,375,950,000.00	
NCSOFT CORP	1,430	202,000.00	288,860,000.00	
NETMARBLE CORP	2,210	46,850.00	103,538,500.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	874	246,500.00	215,441,000.00	
KT&G CORP	10,815	118,100.00	1,277,251,500.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,326	97,100.00	225,854,600.00	
AMOREPACIFIC CORP	2,990	108,100.00	323,219,000.00	
LG H&H	955	338,000.00	322,790,000.00	
HLB INC	12,382	62,300.00	771,398,600.00	
ALTEOGEN INC	4,020	437,500.00	1,758,750,000.00	
CELLTRION INC	14,820	165,400.00	2,451,228,000.00	
CELLTRION PHARM INC	1,875	54,000.00	101,250,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	731	289,500.00	211,624,500.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,790	937,000.00	1,677,230,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,350	103,300.00	346,055,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	2,940	44,700.00	131,418,000.00	
YUHAN CORP	5,529	120,500.00	666,244,500.00	
HANA FINANCIAL GROUP	28,338	59,100.00	1,674,775,800.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	27,600	14,230.00	392,748,000.00	

	KAKAOBANK CORP	16,870	20,250.00	341,617,500.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	37,680	89,600.00	3,376,128,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	42,268	53,700.00	2,269,791,600.00	
	WOORI FINANCIAL GROUP INC	63,061	15,890.00	1,002,039,290.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	3,985	72,800.00	290,108,000.00	
	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	9,266	101,800.00	943,278,800.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	24,868	8,440.00	209,885,920.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES C	11,770	13,220.00	155,599,400.00	
	DONGBU INSURANCE CO LTD	4,850	101,600.00	492,760,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	3,200	334,000.00	1,068,800,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	8,005	97,600.00	781,288,000.00	
	POSCO DX CO LTD	5,450	21,350.00	116,357,500.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	4,080	139,600.00	569,568,000.00	
	COSMOAM&T CO LTD	2,719	67,500.00	183,532,500.00	
	LG DISPLAY CO LTD	30,851	9,910.00	305,733,410.00	
	LG INNOTEK CO LTD	1,485	162,100.00	240,718,500.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	5,865	110,100.00	645,736,500.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	477,120	53,500.00	25,525,920,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	81,230	45,900.00	3,728,457,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	5,363	246,500.00	1,321,979,500.00	
	LG UPLUS CORP.	21,900	10,030.00	219,657,000.00	
	SK TELECOM	5,610	55,900.00	313,599,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	26,740	22,600.00	604,324,000.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	4,550	81,700.00	371,735,000.00	
	SK HYNIX INC	54,550	178,200.00	9,720,810,000.00	
韓国ウォン小計		1,544,495		103,625,852,210.00 (11,512,832,180)	
台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	209,978	46.20	9,700,983.60	
	CHINA STEEL CORP	1,166,181	22.05	25,714,291.05	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	327,047	35.40	11,577,463.80	
	FORMOSA PLASTICS CORP	371,424	44.35	16,472,654.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	515,145	40.35	20,786,100.75	
	TCC GROUP HOLDINGS	662,420	33.15	21,959,223.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	14,696	847.00	12,447,512.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	265,957	35.00	9,308,495.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	13,200	624.00	8,236,800.00	

VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	7,000	1,885.00	13,195,000.00	
WALSIN LIHWA CORP	301,786	27.80	8,389,650.80	
CHINA AIRLINES LTD	319,000	23.85	7,608,150.00	
EVA AIRWAYS CORP	281,000	41.65	11,703,650.00	
EVERGREEN MARINE CORP LTD	102,200	227.50	23,250,500.00	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	203,000	28.70	5,826,100.00	
WAN HAI LINES LTD	69,575	90.50	6,296,537.50	
YANG MING MARINE TRANSPORT	174,000	72.20	12,562,800.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	176,947	49.85	8,820,807.95	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	20,254	542.00	10,977,668.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	47,927	134.00	6,422,218.00	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	18,000	408.50	7,353,000.00	
POU CHEN	226,145	42.85	9,690,313.25	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	30,620	629.00	19,259,980.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	56,448	269.00	15,184,512.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	467,703	85.90	40,175,687.70	
PHARMAESSENTIA CORP	25,000	591.00	14,775,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	551,447	17.65	9,733,039.55	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,534,746	36.80	56,478,652.80	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	1,407,221	26.85	37,783,883.85	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,159,687	27.30	31,659,455.10	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	937,284	25.20	23,619,556.80	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,198,400	39.25	47,037,200.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,102,979	23.75	26,195,751.25	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	1,125,282	16.90	19,017,265.80	
TAIWAN BUSINESS BANK	710,174	14.85	10,546,083.90	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,023,252	25.10	25,683,625.20	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	394,610	39.60	15,626,556.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	148,241	121.50	18,011,281.50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	981,356	32.55	31,943,137.80	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	918,044	66.90	61,417,143.60	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	1,504,715	17.05	25,655,390.75	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	794,801	91.00	72,326,891.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,471,103	11.30	16,623,463.90	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	50,000	600.00	30,000,000.00	
ACER INC	297,812	38.00	11,316,856.00	

ADVANTECH CO LTD	46,984	327.00	15,363,768.00	
ASIA VITAL COMPONENTS	33,000	648.00	21,384,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	72,797	607.00	44,187,779.00	
AUO CORP	664,795	15.95	10,603,480.25	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	66,405	201.00	13,347,405.00	
COMPAL ELECTRONICS	437,955	37.50	16,423,312.50	
DELTA ELECTRONICS INC	192,541	386.00	74,320,826.00	
E INK HOLDINGS INC	89,000	290.00	25,810,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	54,000	282.50	15,255,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,246,212	207.00	257,965,884.00	
INNOLUX CORP	784,786	15.30	12,007,225.80	
INVENTEC CORP	289,162	49.25	14,241,228.50	
LARGAN PRECISION CO LTD	9,986	2,420.00	24,166,120.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	209,787	101.50	21,293,380.50	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	74,000	168.00	12,432,000.00	
PEGATRON CORP	199,854	96.70	19,325,881.80	
QUANTA COMPUTER INC	269,416	297.00	80,016,552.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	142,120	74.00	10,516,880.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	134,000	163.50	21,909,000.00	
WISTRON CORP	271,000	117.50	31,842,500.00	
WIWYNN CORP	11,300	2,160.00	24,408,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	175,520	75.40	13,234,208.00	
YAGEO CORPORATION	41,680	533.00	22,215,440.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	69,000	118.00	8,142,000.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,371	122.50	45,615,447.50	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	178,000	88.00	15,664,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	192,188	111.00	21,332,868.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	8,000	2,305.00	18,440,000.00	
ASE INDUSTRIAL HOLDING CO LT	325,387	155.00	50,434,985.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,500	3,000.00	19,500,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	9,000	1,220.00	10,980,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	26,200	427.50	11,200,500.00	
MEDIATEK INC	151,932	1,270.00	192,953,640.00	
NANYA TECHNOLOGY CORP	123,000	37.50	4,612,500.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,522	484.50	29,322,909.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	50,815	488.00	24,797,720.00	

	SILERGY CORP	33,800	465.00	15,717,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	2,465,355	1,035.00	2,551,642,425.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,157,592	45.00	52,091,640.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	109,152	90.90	9,921,916.80	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	359,873	18.00	6,477,714.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	165,581	46.35	7,674,679.35	
台湾ドル小計		34,764,375		4,827,162,149.60 (22,933,847,372)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	156,900	298.20	46,787,580.00	
	COAL INDIA LTD	186,880	409.75	76,574,080.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	92,070	372.40	34,286,868.00	
	INDIAN OIL CORP LTD	285,130	134.76	38,424,118.80	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	317,980	250.80	79,749,384.00	
	OIL INDIA LTD	48,100	475.45	22,869,145.00	
	PETRONET LNG LTD	78,980	313.85	24,787,873.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	608,354	1,267.60	771,149,530.40	
	AMBUJA CEMENTS LIMITED	63,790	544.50	34,733,655.00	
	APL APOLLO TUBES LTD	17,000	1,470.50	24,998,500.00	
	ASIAN PAINTS LTD	38,870	2,483.15	96,520,040.50	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	27,260	2,523.95	68,802,877.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	137,870	627.35	86,492,744.50	
	JINDAL STAINLESS LTD	33,300	694.55	23,128,515.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	38,230	877.40	33,543,002.00	
	JSW STEEL LTD	57,780	939.05	54,258,309.00	
	NMDC LTD	103,000	218.80	22,536,400.00	
	PI INDUSTRIES LTD	7,910	4,265.25	33,738,127.50	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	16,120	3,021.70	48,709,804.00	
	SHREE CEMENT LTD	955	24,091.70	23,007,573.50	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,740	10,008.55	27,423,427.00	
	SRF LTD	13,810	2,235.20	30,868,112.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	6,390	4,543.25	29,031,367.50	
	TATA STEEL LTD	735,270	137.98	101,452,554.60	
	ULTRATECH CEMENT LTD	11,610	10,728.50	124,557,885.00	
	UPL LTD	46,215	525.80	24,299,847.00	
	VEDANTA LTD	136,010	433.40	58,946,734.00	
	ABB INDIA LTD	5,480	6,680.15	36,607,222.00	

ADANI ENTERPRISES LTD	15,030	2,826.80	42,486,804.00	
ASHOK LEYLAND LTD	145,300	217.57	31,612,921.00	
ASTRAL LTD	12,100	1,731.15	20,946,915.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	359,300	280.95	100,945,335.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	105,000	223.71	23,489,550.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	63,350	695.10	44,034,585.00	
CUMMINS INDIA LTD	14,140	3,329.80	47,083,372.00	
HAVELLS INDIA LTD	25,550	1,618.85	41,361,617.50	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	19,750	4,087.05	80,719,237.50	
LARSEN & TOUBRO LTD	66,390	3,526.25	234,107,737.50	
POLYCAB INDIA LTD	5,720	6,301.90	36,046,868.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	51,200	419.50	21,478,400.00	
SIEMENS LTD	8,940	6,736.85	60,227,439.00	
SUZLON ENERGY LTD	1,001,700	56.73	56,826,441.00	
THERMAX LTD	4,220	5,003.85	21,116,247.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	26,000	799.60	20,789,600.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	54,163	1,264.55	68,491,821.65	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	23,892	785.65	18,770,749.80	
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE	241,000	76.81	18,511,210.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	18,790	3,891.20	73,115,648.00	
BAJAJ AUTO LTD	6,860	9,482.95	65,053,037.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,940	2,738.70	21,745,278.00	
BHARAT FORGE LTD	24,680	1,328.75	32,793,550.00	
BOSCH LTD	750	33,862.10	25,396,575.00	
EICHER MOTORS LTD	13,930	4,883.70	68,029,941.00	
HERO MOTOCORP LTD	11,820	4,604.00	54,419,280.00	
MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	92,370	2,807.20	259,301,064.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	12,370	11,006.05	136,144,838.50	
MRF LTD	230	120,551.75	27,726,902.50	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	262,060	165.36	43,334,241.60	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40,500	668.65	27,080,325.00	
TATA MOTORS LTD	198,602	774.30	153,777,528.60	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	11,340	3,440.50	39,015,270.00	
TVS MOTOR CO LTD	24,370	2,396.15	58,394,175.50	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	3,250	14,776.10	48,022,325.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	660	45,377.25	29,948,985.00	



TITAN CO LTD	34,970	3,183.70	111,333,989.00	
INDIAN HOTELS CO LTD	82,080	741.35	60,850,008.00	
JUBILANT FOODWORKS LTD	36,870	608.15	22,422,490.50	
ZOMATO LTD	656,300	269.66	176,977,858.00	
INFO EDGE INDIA LTD	7,230	7,768.20	56,164,086.00	
TRENT LTD	17,920	6,463.00	115,816,960.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	16,640	3,823.85	63,628,864.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,570	4,915.60	51,957,892.00	
ITC LTD	302,005	465.95	140,719,229.75	
MARICO LTD	55,700	592.25	32,988,325.00	
NESTLE INDIA LTD	32,900	2,182.80	71,814,120.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	61,331	925.00	56,731,175.00	
UNITED SPIRITS LTD	29,680	1,442.35	42,808,948.00	
VARUN BEVERAGES LTD	112,575	575.65	64,803,798.75	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	14,560	2,708.95	39,442,312.00	
DABUR INDIA LTD	55,830	508.10	28,367,223.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	41,565	1,175.10	48,843,031.50	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	80,740	2,389.20	192,904,008.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,230	6,860.65	70,184,449.50	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	79,870	1,006.25	80,369,187.50	
AUROBINDO PHARMA LTD	27,210	1,249.00	33,985,290.00	
CIPLA LTD	51,980	1,499.75	77,957,005.00	
DIVI'S LABORATORIES LTD	12,010	5,750.10	69,058,701.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	60,650	1,226.70	74,399,355.00	
LUPIN LTD	22,710	2,015.85	45,779,953.50	
MANKIND PHARMA LTD	10,100	2,597.65	26,236,265.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	95,774	1,768.20	169,347,586.80	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	10,420	3,102.40	32,327,008.00	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	24,700	957.40	23,647,780.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	35,110	573.90	20,149,629.00	
AXIS BANK LTD	226,920	1,140.70	258,847,644.00	
BANK OF BARODA	100,500	241.50	24,270,750.00	
CANARA BANK	183,500	97.49	17,889,415.00	
HDFC BANK LIMITED	425,643	1,692.75	720,507,188.25	
ICICI BANK LTD	520,267	1,256.95	653,949,605.65	
IDFC FIRST BANK LTD	343,500	63.41	21,781,335.00	

INDUSIND BANK LTD	29,500	1,017.15	30,005,925.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	110,470	1,707.90	188,671,713.00	
PUNJAB NATIONAL BANK	223,000	99.49	22,186,270.00	
STATE BANK OF INDIA	178,670	804.25	143,695,347.50	
UNION BANK OF INDIA	148,000	113.90	16,857,200.00	
YES BANK LTD	1,377,600	19.31	26,601,456.00	
BAJAJ FINANCE LTD	28,200	6,549.15	184,686,030.00	
BAJAJ FINSERV LTD	38,590	1,639.80	63,279,882.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,880	10,850.10	31,248,288.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	42,060	1,205.70	50,711,742.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,620	4,278.75	45,440,325.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	283,002	318.35	90,093,686.70	
MUTHOOT FINANCE LTD	13,050	1,775.85	23,174,842.50	
POWER FINANCE CORPORATION	144,950	454.70	65,908,765.00	
REC LTD	129,400	502.35	65,004,090.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	27,150	683.35	18,552,952.50	
SHRIRAM FINANCE LTD	27,914	2,822.60	78,790,056.40	
SUNDARAM FINANCE LTD	6,740	4,178.20	28,161,068.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	99,780	694.00	69,247,320.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	24,640	1,863.40	45,914,176.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	35,540	693.90	24,661,206.00	
PB FINTECH LTD	29,700	1,724.50	51,217,650.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	47,040	1,562.30	73,490,592.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	94,040	1,858.95	174,815,658.00	
INFOSYS LTD	331,838	1,864.55	618,728,542.90	
LTIMINDTREE LTD	7,631	5,994.65	45,745,174.15	
MPHASIS LTD	10,040	2,839.30	28,506,572.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,120	11,768.55	24,949,326.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	10,470	5,713.80	59,823,486.00	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	89,709	4,145.90	371,924,543.10	
TATA ELXSI LTD	3,480	6,374.55	22,183,434.00	
TECH MAHINDRA LTD	55,910	1,687.50	94,348,125.00	
WIPRO LTD	124,979	566.70	70,825,599.30	
BHARTI AIRTEL LTD	254,275	1,550.50	394,253,387.50	
INDUS TOWERS LTD	118,860	317.75	37,767,765.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,700	1,749.90	20,473,830.00	

	VODAFONE IDEA LTD	2,345,000	7.34	17,212,300.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	32,600	1,490.30	48,583,780.00	
	ADANI POWER LTD	79,080	549.10	43,422,828.00	
	GAIL INDIA LTD	234,863	188.89	44,363,272.07	
	JSW ENERGY LTD	35,300	732.00	25,839,600.00	
	NHPC LTD	305,000	78.38	23,905,900.00	
	NTPC LIMITED	428,222	372.50	159,512,695.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	454,184	312.10	141,750,826.40	
	TATA POWER CO LTD	136,730	404.65	55,327,794.50	
	TORRENT POWER LTD	17,000	1,559.00	26,503,000.00	
	DLF LTD	75,050	762.70	57,240,635.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	12,700	2,595.30	32,960,310.00	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	29,360	1,222.15	35,882,324.00	
	PHOENIX MILLS LTD	19,880	1,397.95	27,791,246.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	17,200	1,547.20	26,611,840.00	
インドルピー小計		18,533,548		12,198,747,936.17	(22,445,696,202)
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	67,690	15.04	1,018,057.60	
	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	260,800	4.19	1,095,099.20	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	719,400	1.53	1,105,717.80	
	INDUSTRIES QATAR	157,210	13.08	2,056,306.80	
	COMMERCIAL BANK PQSC	342,480	4.11	1,409,647.68	
	DUKHAN BANK	179,000	3.66	655,498.00	
	MASRAF AL RAYAN	575,200	2.34	1,347,118.40	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	96,100	10.53	1,011,933.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	181,500	21.00	3,811,500.00	
	QATAR NATIONAL BANK	458,540	16.81	7,708,057.40	
	OOREDOO QPSC	77,600	11.68	906,368.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	44,020	16.00	704,320.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	214,700	2.85	611,895.00	
カタールリアル小計		3,374,240		23,441,518.88	(993,920,400)
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	24,980	164.49	4,108,960.20	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	6,660	630.00	4,195,800.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	39,092	440.76	17,230,189.92	
	GOLD FIELDS LTD	90,310	248.40	22,433,004.00	

	HARMONY GOLD MINING CO LTD	57,570	162.72	9,367,790.40	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	93,370	107.03	9,993,391.10	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,080	334.66	2,369,392.80	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	36,420	114.72	4,178,102.40	
	SASOL LTD	60,095	95.07	5,713,231.65	
	SIBANYE STILLWATER LTD	292,830	18.46	5,405,641.80	
	BIDVEST GROUP LTD	34,662	276.12	9,570,871.44	
	NASPERS LTD-N SHS	17,590	4,108.11	72,261,654.90	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	250,150	22.30	5,578,345.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	95,575	67.02	6,405,436.50	
	BID CORP LTD	32,969	458.63	15,120,572.47	
	CLICKS GROUP LTD	22,890	379.50	8,686,755.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	50,400	301.55	15,198,120.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	37,271	171.14	6,378,558.94	
	ABSA GROUP LTD	80,460	166.17	13,370,038.20	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	8,872	3,249.78	28,832,048.16	
	NEDBANK GROUP LTD	47,998	289.60	13,900,220.80	
	STANDARD BANK GROUP LTD	130,803	239.64	31,345,630.92	
	FIRSTRAND LTD	495,219	76.25	37,760,448.75	
	REINET INVESTMENTS SCA	13,180	481.50	6,346,170.00	
	REMGRO LTD	48,880	148.55	7,261,124.00	
	DISCOVERY LTD	55,055	190.31	10,477,517.05	
	OLD MUTUAL LTD	508,380	12.82	6,517,431.60	
	OUTSURANCE GROUP LTD	86,300	63.09	5,444,667.00	
	SANLAM LTD	180,461	88.25	15,925,683.25	
	MTN GROUP LTD	169,342	82.06	13,896,204.52	
	VODACOM GROUP LTD	62,895	101.68	6,395,163.60	
	NEPI ROCKCASTLE N. V.	55,478	138.96	7,709,222.88	
	南アフリカランド小計	3,193,237		429,377,389.25 (3,654,001,582)	
アラブディルハム	ADNOC DRILLING CO PJSC	316,000	5.24	1,655,840.00	
	MULTIPLY GROUP	402,100	2.24	900,704.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	250,000	2.24	560,000.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	322,900	3.55	1,146,295.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	291,504	9.50	2,769,288.00	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	150,050	12.74	1,911,637.00	

	DUBAI ISLAMIC BANK	316,633	6.56	2,077,112.48	
	EMIRATES NBD PJSC	191,970	19.30	3,705,021.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	447,301	13.28	5,940,157.28	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	354,181	17.40	6,162,749.40	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	375,350	7.74	2,905,209.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	647,350	9.26	5,994,461.00	
アラブディルハム小計		4,065,339		35,728,474.16 (1,503,811,477)	
クウェート・ディナール	BOUBYAN BANK K. S. C	165,886	0.57	95,218.56	
	GULF BANK	243,153	0.32	78,295.26	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,001,194	0.74	747,891.91	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	800,243	0.87	697,811.89	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	174,400	0.46	81,793.60	
	MABANEE CO KPSC	71,746	0.81	58,688.22	
クウェート・ディナール小計		2,456,622		1,759,699.44 (884,724,087)	
香港・オフショア人民元	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	57,700	6.77	390,629.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	214,717	6.32	1,357,011.44	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	49,400	40.14	1,982,916.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	23,600	12.91	304,676.00	
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	46,500	7.56	351,540.00	
	PETROCHINA CO LTD-A	166,233	8.03	1,334,850.99	
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	73,700	23.53	1,734,161.00	
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	53,700	8.33	447,321.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	46,995	15.40	723,723.00	
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	14,900	36.18	539,082.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	117,200	7.98	935,256.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	34,200	25.67	877,914.00	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	103,100	6.58	678,398.00	
	CHINA JUSHI CO LTD -A	26,289	11.05	290,493.45	
	CHINA MOLYBDENUM CO LTD-A	139,200	7.46	1,038,432.00	
	CHINA NORTHERN RARE EARTH-A	38,100	23.32	888,492.00	
	GANFENG LITHIUM CO LTD-A	16,100	38.93	626,773.00	
	GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	16,600	21.75	361,050.00	
	HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	33,254	14.93	496,482.22	
	HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	7,400	59.00	436,600.00	

INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	438,792	1.90	833,704.80
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	66,500	5.12	340,480.00
JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	58,800	9.96	585,648.00
JIANGXI COPPER CO LTD-A	20,600	21.80	449,080.00
LB GROUP CO LTD-A	14,800	18.78	277,944.00
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	33,800	15.76	532,688.00
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	50,000	18.43	921,500.00
RONGSHENG PETROCHEMICAL CO-A	77,800	9.98	776,444.00
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	27,244	24.84	676,740.96
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	15,340	22.64	347,297.60
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	145,000	4.17	604,650.00
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	17,545	18.41	323,003.45
TIANQI LITHIUM CORP-A	13,500	37.81	510,435.00
TONGKUN GROUP CO LTD-A	14,600	12.15	177,390.00
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	22,500	76.99	1,732,275.00
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES-A	8,320	34.96	290,867.20
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL C-A	8,300	37.59	311,997.00
ZHEJIANG NHU CO LTD-A	24,480	22.41	548,596.80
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	154,600	15.62	2,414,852.00
AECC AVIATION POWER CO-A	24,100	41.90	1,009,790.00
AVICOPTER PLC-A	9,400	40.49	380,606.00
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	12,200	29.29	357,338.00
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	40,900	36.89	1,508,801.00
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	308,200	2.40	739,680.00
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	48,800	8.47	413,336.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	185,000	6.57	1,215,450.00
CHINA STATE CONSTRUCTION-A	324,000	6.05	1,960,200.00
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	29,700	265.56	7,887,132.00
CRRC CORP LTD-A	231,200	8.13	1,879,656.00
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	21,700	15.68	340,256.00
EVE ENERGY CO LTD-A	17,383	49.30	856,981.90
GEM CO LTD-A	55,400	7.08	392,232.00
GINLONG TECHNOLOGIES CO LT-A	3,500	74.86	262,010.00
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOL-A	43,900	10.35	454,365.00
GUOXUAN HIGH-TECH CO LTD-A	14,100	23.33	328,953.00
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	11,879	54.02	641,703.58

JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	30,800	16.27	501,116.00
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	157,500	3.38	532,350.00
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	65,080	26.21	1,705,746.80
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO -A	3,276	94.52	309,647.52
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	122,702	5.82	714,125.64
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	69,100	18.23	1,259,693.00
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	121,700	9.75	1,186,575.00
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	6,276	58.38	366,392.88
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	18,340	85.74	1,572,471.60
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	12,200	23.99	292,678.00
TBEA CO LTD-A	51,350	13.93	715,305.50
WEICHAI POWER CO LTD-A	57,500	13.91	799,825.00
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	55,900	7.72	431,548.00
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	20,100	22.58	453,858.00
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	15,150	33.63	509,494.50
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	49,000	7.01	343,490.00
SHANGHAI M&G STATIONERY IN-A	5,400	30.21	163,134.00
AIR CHINA LTD-A	55,000	7.67	421,850.00
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	464,100	5.66	2,626,806.00
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	161,700	3.94	637,098.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	71,400	6.26	446,964.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	103,710	14.51	1,504,832.10
DAQIN RAILWAY CO LTD-A	135,800	6.80	923,440.00
HAINAN AIRLINES HOLDING CO-A	408,400	1.69	690,196.00
S F HOLDING CO LTD-A	32,200	42.92	1,382,024.00
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	11,338	36.29	411,456.02
BYD CO LTD -A	12,800	290.00	3,712,000.00
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	2,300	137.70	316,710.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	65,482	14.72	963,895.04
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	9,500	57.38	545,110.00
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS-A	29,471	16.92	498,649.32
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	5,200	124.95	649,740.00
NINGBO JOYSON ELECTRONIC-A	11,800	16.77	197,886.00
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	11,165	51.09	570,419.85
SAIC MOTOR CORP LTD-A	64,200	17.27	1,108,734.00
SERES GROUP CO L-A	7,200	131.50	946,800.00

SHANDONG LINGLONG TYRE CO -A	12,500	19.88	248,500.00
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	18,100	43.12	780,472.00
HAIER SMART HOME CO LTD-A	53,100	29.59	1,571,229.00
MIDEA GROUP CO LTD-A	20,500	72.25	1,481,125.00
OPPEIN HOME GROUP INC-A	3,780	66.64	251,899.20
ZHEJIANG SUPOR CO LTD -A	6,493	53.28	345,947.04
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	17,300	17.19	297,387.00
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO L-A	22,700	9.03	204,981.00
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	128,100	7.25	928,725.00
KUNLUN TECH CO LTD-A	6,400	46.46	297,344.00
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	17,400	27.63	480,762.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	9,300	70.72	657,696.00
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	8,604	24.40	209,937.60
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	3,200	198.80	636,160.00
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO -A	4,500	42.09	189,405.00
ANHUI YINGJIA DISTILLERY C-A	5,000	64.95	324,750.00
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING-A	30,872	46.11	1,423,507.92
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	14,600	46.89	684,594.00
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	31,677	24.92	789,390.84
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	54,300	29.29	1,590,447.00
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	11,600	46.33	537,428.00
JIANGSU YANGHE DISTILLERY-A	10,383	89.45	928,759.35
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	7,860	1,559.00	12,253,740.00
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	9,600	144.10	1,383,360.00
MUYUAN FOODS CO LTD-A	34,452	42.14	1,451,807.28
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	41,775	9.74	406,888.50
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	8,460	216.82	1,834,297.20
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	6,600	73.35	484,110.00
WENS FOODSTUFFS GROUP CO-A	43,080	18.03	776,732.40
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	25,500	151.29	3,857,895.00
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	13,300	34.55	459,515.00
BY-HEALTH CO LTD-A	25,500	12.90	328,950.00
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	66,176	15.09	998,595.84
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	13,100	28.89	378,459.00
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	10,000	36.57	365,700.00
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	52,920	5.39	285,238.80



LEPU MEDICAL TECHNOLOGY-A	16,073	12.28	197,376.44
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	17,900	20.60	368,740.00
SHANGHAI UNITED IMAGING HE-A	3,900	135.00	526,500.00
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	7,755	270.68	2,099,123.40
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	3,260	83.06	270,775.60
BEIJING TONGRENTANG CO-A	13,000	41.01	533,130.00
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	5,684	72.16	410,157.44
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUST-A	3,300	110.31	364,023.00
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	12,610	48.10	606,541.00
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	19,200	29.53	566,976.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	3,400	62.39	212,126.00
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	20,930	16.94	354,554.20
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	1,820	214.01	389,498.20
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	47,673	47.70	2,274,002.10
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	10,350	28.41	294,043.50
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	20,700	26.81	554,967.00
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	65,500	7.46	488,630.00
WUXI APPTec CO LTD-A	19,488	52.87	1,030,330.56
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	12,740	58.94	750,895.60
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	4,900	244.59	1,198,491.00
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	11,620	17.91	208,114.20
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	672,600	4.70	3,161,220.00
BANK OF BEIJING CO LTD -A	99,923	5.59	558,569.57
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	19,000	15.76	299,440.00
BANK OF CHINA LTD-A	180,800	4.86	878,688.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	313,500	7.12	2,232,120.00
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	27,860	13.98	389,482.80
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	84,910	8.99	763,340.90
BANK OF NANJING CO LTD -A	79,112	10.28	813,271.36
BANK OF NINGBO CO LTD -A	45,407	25.24	1,146,072.68
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	67,127	7.88	528,960.76
CHINA CONSTRUCTION BANK-A	45,400	7.92	359,568.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	220,000	3.45	759,000.00
CHINA MERCHANTS BANK-A	154,410	37.82	5,839,786.20
CHINA MINSHENG BANKING-A	167,600	3.77	631,852.00
HUAXIA BANK CO LTD-A	125,443	7.08	888,136.44

IND & COMM BK OF CHINA-A	384,100	6.05	2,323,805.00
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	152,821	18.05	2,758,419.05
PING AN BANK CO LTD-A	147,644	11.44	1,689,047.36
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	172,500	5.25	905,625.00
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	185,521	9.54	1,769,870.34
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	73,580	8.47	623,222.60
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	87,100	6.99	608,829.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL-A	22,948	37.33	856,648.84
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	34,630	19.80	685,674.00
CITIC SECURITIES CO-A	94,970	31.13	2,956,416.10
CSC FINANCIAL CO LTD-A	20,500	28.30	580,150.00
DONGXING SECURITIES CO LT-A	43,500	11.67	507,645.00
EAST MONEY INFORMATION CO-A	123,866	25.63	3,174,685.58
EVERBRIGHT SECURITIE CO-A	30,800	19.79	609,532.00
GF SECURITIES CO LTD-A	46,700	16.82	785,494.00
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	59,317	11.79	699,347.43
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	34,588	19.58	677,233.04
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	68,900	8.32	573,248.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	44,100	11.62	512,442.00
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	4,400	272.50	1,199,000.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	34,100	18.51	631,191.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	68,640	6.51	446,846.40
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	60,160	10.80	649,728.00
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	110,000	5.44	598,400.00
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	79,937	8.04	642,693.48
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	88,900	4.80	426,720.00
WESTERN SECURITIES CO LTD-A	55,200	9.06	500,112.00
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	43,800	13.19	577,722.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	22,867	44.68	1,021,697.56
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	53,312	35.06	1,869,118.72
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	15,000	50.37	755,550.00
PICC HOLDING CO-A	77,900	7.22	562,438.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	76,657	55.80	4,277,460.60
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	64,500	12.64	815,280.00
BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	2,115	287.88	608,866.20
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	17,660	29.82	526,621.20

IFLYTEK CO LTD-A	17,400	53.07	923,418.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	13,799	28.65	395,341.35
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	31,571	13.00	410,423.00
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	320,712	4.41	1,414,339.92
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	23,100	19.59	452,529.00
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	104,900	23.92	2,509,208.00
GOERTEK INC -A	17,900	26.42	472,918.00
GRG BANKING EQUIPMENT CO -A	47,875	12.38	592,692.50
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	36,300	12.05	437,415.00
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	13,336	49.21	656,264.56
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	41,100	21.70	891,870.00
LINGYI ITECH GUANGDONG CO-A	45,000	8.94	402,300.00
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	51,560	39.30	2,026,308.00
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	4,880	94.18	459,598.40
NINESTAR CORP-A	16,800	27.56	463,008.00
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	9,527	94.62	901,444.74
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	25,300	30.10	761,530.00
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	172,920	4.92	850,766.40
UNISPLENDOUR CORP LTD-A	27,002	26.42	713,392.84
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	12,300	42.93	528,039.00
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	25,352	8.19	207,632.88
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHA-A	14,948	38.99	582,822.52
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	7,630	39.26	299,553.80
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	28,000	17.70	495,600.00
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	10,080	140.50	1,416,240.00
ZTE CORP-A	36,100	32.94	1,189,134.00
CHINA UNITED NETWORK-A	217,000	5.81	1,260,770.00
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	178,500	9.92	1,770,720.00
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	135,400	4.67	632,318.00
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	169,509	27.10	4,593,693.90
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	84,300	4.76	401,268.00
HUADIAN POWER INTL CORP-A	71,900	5.58	401,202.00
HUANENG POWER INTL INC-A	86,900	7.12	618,728.00
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	56,200	15.39	864,918.00
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	42,192	16.67	703,340.64
ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	2,944	212.20	624,716.80

	CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	1,920	453.68	871,065.60	
	GIGADEVICE SEMICONDUCTOR I-A	5,376	89.59	481,635.84	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	20,658	16.75	346,021.50	
	HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	18,360	121.90	2,238,084.00	
	JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	25,648	16.40	420,627.20	
	JINKO SOLAR CO LTD-A	63,000	8.44	531,720.00	
	LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	54,235	18.52	1,004,432.20	
	NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	4,400	422.68	1,859,792.00	
	SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	47,200	13.50	637,200.00	
	SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	2,560	130.80	334,848.00	
	TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	30,500	10.68	325,740.00	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	27,500	12.41	341,275.00	
	TONGWEI CO LTD-A	33,400	26.55	886,770.00	
	TRINA SOLAR CO LTD-A	16,250	23.80	386,750.00	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	6,579	68.05	447,700.95	
	WILL SEMICONDUCTOR LTD-A	10,160	107.63	1,093,520.80	
	XINJIANG DAQO NEW ENERGY C-A	16,830	26.97	453,905.10	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	13,500	36.88	497,880.00	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	61,077	10.81	660,242.37	
	CHINA VANKE CO LTD -A	75,200	8.71	654,992.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	84,753	10.11	856,852.83	
	香港・オフショア人民元小計	15,393,114		239,629,487.22 (5,112,590,961)	
サウジアラビア リアル	ADES HOLDING CO	32,900	19.50	641,550.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	430,439	27.65	11,901,638.35	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	14,800	35.20	520,960.00	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,000	113.00	2,712,000.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	38,390	25.95	996,220.50	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	127,400	54.00	6,879,600.00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	5,010	113.80	570,138.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	90,970	70.10	6,376,997.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	38,016	17.56	667,560.96	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	80,560	7.35	592,116.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,190	39.75	1,120,552.50	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,430	267.00	648,810.00	
	SAUDI RESEARCH AND MARKETING	3,990	252.60	1,007,874.00	

JARIR MARKETING CO	62,840	12.98	815,663.20	
NAHDI MEDICAL CO	3,940	121.80	479,892.00	
ALMARAI CO	24,340	53.50	1,302,190.00	
SAVOLA	56,955	24.42	1,390,841.10	
DALLAH HEALTHCARE CO	3,390	154.20	522,738.00	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	8,260	274.40	2,266,544.00	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,060	88.10	886,286.00	
AL RAJHI BANK	194,532	89.30	17,371,707.60	
ALINMA BANK	119,295	27.65	3,298,506.75	
ARAB NATIONAL BANK	94,560	19.34	1,828,790.40	
BANK AL-JAZIRA	53,050	16.58	879,569.00	
BANK ALBILAD	62,420	36.10	2,253,362.00	
BANQUE SAUDI FRANSI	56,720	31.25	1,772,500.00	
RIYAD BANK	138,360	26.00	3,597,360.00	
SAUDI AWWAL BANK	97,560	32.10	3,131,676.00	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	65,887	13.78	907,922.86	
THE SAUDI NATIONAL BANK	287,555	33.30	9,575,581.50	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	4,860	233.60	1,135,296.00	
AL RAJHI CO FOR CO-OPERATIVE	3,870	175.80	680,346.00	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	8,065	187.40	1,511,381.00	
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,180	132.40	950,632.00	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,580	254.80	657,384.00	
ELM CO	2,350	1,165.40	2,738,690.00	
ETIHAD ETISALAT CO	38,960	52.80	2,057,088.00	
MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	47,250	10.36	489,510.00	
SAUDI TELECOM CO	197,195	40.05	7,897,659.75	
ACWA POWER CO	14,820	406.80	6,028,776.00	
POWER & WATER UTILITY CO FOR	7,330	55.20	404,616.00	
SAUDI ELECTRICITY CO	66,620	16.66	1,109,889.20	
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	57,980	17.04	987,979.20	
サウジアラビアリアル小計	2,715,879		113,566,394.87 (4,677,799,804)	
合 計	366,849,347		118,705,938,488 (118,705,938,488)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
メキシコペソ	投資証券	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	299,900	6,768,743.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	102,438	6,556,032.00	
メキシコペソ小計			402,338	13,324,775.00 (101,204,331)	
合計				101,204,331 (101,204,331)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 62 銘柄	100.0%	—	3.2%
メキシコペソ	株式 23 銘柄	95.4%	—	1.8%
	投資証券 2 銘柄	—	4.6%	0.1%
ブラジルリアル	株式 47 銘柄	100.0%	—	4.0%
チリペソ	株式 11 銘柄	100.0%	—	0.4%
コロンビアペソ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 9 銘柄	100.0%	—	0.5%
トルコリラ	株式 18 銘柄	100.0%	—	0.7%
チェココルナ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ハンガリーフォリント	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.2%
ポーランドズロチ	株式 14 銘柄	100.0%	—	0.8%
香港ドル	株式 154 銘柄	100.0%	—	21.0%
マレーシアリングgit	株式 33 銘柄	100.0%	—	1.5%
タイバーツ	株式 28 銘柄	100.0%	—	1.5%
フィリピンペソ	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.5%
インドネシアルピア	株式 20 銘柄	100.0%	—	1.6%
韓国ウォン	株式 97 銘柄	100.0%	—	9.7%
台湾ドル	株式 87 銘柄	100.0%	—	19.3%
インドルピー	株式 151 銘柄	100.0%	—	18.9%
カタールリアル	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.8%
南アフリカランド	株式 32 銘柄	100.0%	—	3.1%
アラブディルハム	株式 12 銘柄	100.0%	—	1.3%
クウェート・ディナール	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.7%
香港・オフショア人民元	株式 257 銘柄	100.0%	—	4.3%
サウジアラビアリアル	株式 43 銘柄	100.0%	—	3.9%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

### 【インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	60,447,530,733円
II 負債総額	95,750,943円
III 純資産総額（I－II）	60,351,779,790円
IV 発行済口数	30,503,961,393口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9785円

（参考）

海外新興国株式インデックスMSC I エマージング（ヘッジなし）マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	122,769,952,860円
II 負債総額	229,579,692円
III 純資産総額（I－II）	122,540,373,168円
IV 発行済口数	43,026,194,102口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8480円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2024年11月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2024年11月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2024年11月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	772	302,674
株式投資信託	727	264,599
単位型	266	7,141
追加型	461	257,458
公社債投資信託	45	38,074
単位型	32	996
追加型	13	37,078

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 65 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,036		31,198
金銭の信託		—		3,899
有価証券		1,025		1
前払費用		908		814
未収入金	※ 4	410		179
未収委託者報酬		21,336		21,592
未収収益	※ 3	589	※ 3	647
関係会社短期貸付金		3,318		—
立替金		1,015		1,089
その他	※ 2	1,233	※ 2	2,011
流動資産合計		<u>71,875</u>		<u>61,434</u>
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	245	※ 1	233
器具備品	※ 1	122	※ 1	134
有形固定資産合計		<u>367</u>		<u>368</u>
無形固定資産				
ソフトウェア		390		438
無形固定資産合計		<u>390</u>		<u>438</u>
投資その他の資産				
投資有価証券		23,274		28,465
関係会社株式		22,366		37,647
長期差入保証金		375		285
繰延税金資産		448		—
投資その他の資産合計		<u>46,465</u>		<u>66,398</u>
固定資産合計		<u>47,224</u>		<u>67,205</u>
資産合計		<u>119,099</u>		<u>128,640</u>

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	433	451
未払金	7,557	9,211
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	6,586	8,330
その他未払金	892	803
未払費用	※ 3 4,227	※ 3 4,082
未払法人税等	—	1,644
未払消費税等	—	※ 4 620
賞与引当金	2,563	2,619
役員賞与引当金	218	232
その他	647	683
流動負債合計	15,648	19,547
固定負債		
退職給付引当金	1,424	1,448
賞与引当金	437	565
役員賞与引当金	16	56
繰延税金負債	—	295
その他	181	251
固定負債合計	2,059	2,617
負債合計	17,708	22,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	79,307	82,591
利益剰余金合計	79,307	82,591
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	99,823	103,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,056	4,523
繰延ヘッジ損益	△488	△1,155
評価・換算差額等合計	1,567	3,367
純資産合計	101,391	106,475
負債純資産合計	119,099	128,640

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益			
委託者報酬	73,998		75,874
その他営業収益	3,479	※1	3,714
営業収益合計	77,477		79,588
営業費用			
支払手数料	30,699		32,917
広告宣伝費	755		711
公告費	3		3
調査費	17,479		17,736
調査費	1,170		1,266
委託調査費	16,282		16,445
図書費	26		23
委託計算費	581		610
営業雑経費	948		881
通信費	139		135
印刷費	309		308
協会費	56		48
諸会費	16		11
その他	427		375
営業費用計	50,469		52,860
一般管理費			
給料	9,818		10,550
役員報酬	314		459
役員賞与引当金繰入額	234		273
給料・手当	6,544		6,791
賞与	147		277
賞与引当金繰入額	2,577		2,747
交際費	56		71
寄付金	24		22
旅費交通費	205		260
租税公課	433		389
不動産賃借料	938		906
退職給付費用	383		388
退職金	155		36
固定資産減価償却費	183		199
福利費	1,097		1,208
諸経費	4,291		4,661
一般管理費計	17,588		18,694
営業利益	9,420		8,033

(単位：百万円)

	第 64 期		第 65 期	
	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		107		4
受取配当金	※2	9,255	※2	4,946
有価証券評価益		—	※3	1,113
金銭の信託運用益		—		399
時効成立分配金・償還金		1		2
その他		236		50
営業外収益合計		9,601		6,517
営業外費用				
支払利息		407		569
デリバティブ費用		389		3,494
有価証券償還損		6		—
時効成立後支払分配金・償還金		1		1
為替差損		342		165
その他		15		0
営業外費用合計		1,163		4,231
経常利益		17,858		10,319
特別利益				
投資有価証券売却益		427		815
訴訟損失引当金戻入額	※4	4,481		—
特別利益合計		4,909		815
特別損失				
投資有価証券売却損		347		174
固定資産処分損		0		52
損害賠償損失		—		167
特別損失合計		347		394
税引前当期純利益		22,420		10,740
法人税、住民税及び事業税		1,340		2,415
法人税等調整額		3,252		△51
法人税等合計		4,593		2,364
当期純利益		17,826		8,376

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 884 1021 952"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。



## (貸借対照表関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円 (5 百万豪 ドル) を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円 (5 百万豪 ドル) を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

## (損益計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
—	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円
—	※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針 の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券 に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振 替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上し ております。
※ 4 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。	—

(株主資本等変動計算書関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,471,000	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	899 百万円	1 年内	891 百万円
1 年超	3,425 百万円	1 年超	2,613 百万円
合計	4,324 百万円	合計	3,505 百万円

(金融商品関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	△246	—	—	△246
通貨関連 (*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。



(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

(有価証券関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載していません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

(デリバティブ取引関係)

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	—	△ 246	△ 246
合計		10,970	—	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポール ドル	3,275	—	△ 24	△ 24
合計		3,275	—	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	—	△280
	豪ドル		105	—	0
	香港ドル		699	—	△34
	人民元		5,822	—	△1
	ユーロ		234	—	△10
合計			12,994	—	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,326	(1) 関連会社に対する投資の金額	5,342
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,722	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,691
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,185	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,474

(退職給付関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,366</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>
退職給付引当金	1,424
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>136</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,437,000株	普通株式 4,409,000株
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定条件	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。



## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	599,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
 当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りにしております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

## (税効果会計関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳  (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳  (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当金		評価性引当金
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	その他		その他
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(関連当事者情報)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールドル貨建) (注 1)	—	関係会社 短期貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貨建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貨建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定してあります (決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更してあります)。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載してあります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の返済(シンガポールドル貨建)(注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社短期貸付金	—
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式の取得(注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	増資の引受(注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。



## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	522円22銭	548円41銭
1株当たり当期純利益金額	91円81銭	43円14銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション(2) 217,000株、2017年度ストックオプション(1) 752,000株	2016年度ストックオプション(2) 121,000株、2017年度ストックオプション(1) 346,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	101,391	106,475
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,391	106,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		21,631
金銭の信託		13,876
有価証券		10
未収委託者報酬		17,767
未収収益		1,082
その他	※ 2	5,804
流動資産合計		60,173
固定資産		
有形固定資産	※ 1	335
無形固定資産		470
投資その他の資産		
投資有価証券		20,253
関係会社株式		44,647
長期差入保証金		244
繰延税金資産		50
投資その他の資産合計		65,195
固定資産合計		66,001
資産合計		126,174

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		8,826
未払費用		3,471
未払法人税等		2,272
未払消費税等	※ 3	625
関係会社短期借入金		6,688
賞与引当金		1,764
役員賞与引当金		120
その他		700
流動負債合計		24,470
固定負債		
退職給付引当金		1,489
賞与引当金		358
役員賞与引当金		72
その他		158
固定負債合計		2,079
負債合計		26,549
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		76,524
利益剰余金合計		76,524
自己株式		△2,067
株主資本合計		97,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,213
繰延ヘッジ損益		△629
評価・換算差額等合計		2,583
純資産合計		99,624
負債純資産合計		126,174

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(自 2024 年 4 月 1 日  
至 2024 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		40,928
その他営業収益		2,050
営業収益合計		42,979
営業費用及び一般管理費	※ 1	38,534
営業利益		4,444
営業外収益	※ 2	3,213
営業外費用	※ 3	445
経常利益		7,212
特別利益	※ 4	172
特別損失	※ 5	50
税引前中間純利益		7,333
法人税等	※ 6	2,217
中間純利益		5,116

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 66 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△ 2,067	103,107
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 11,183	△ 11,183		△ 11,183
中間純利益				5,116	5,116		5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 6,066	△ 6,066	—	△ 6,066
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	76,524	76,524	△ 2,067	97,040

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,523	△ 1,155	3,367	106,475
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 11,183
中間純利益				5,116
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 1,310	525	△ 784	△ 784
当中間期変動額合計	△ 1,310	525	△ 784	△ 6,851
当中間期末残高	3,213	△ 629	2,583	99,624



注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>

<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務          当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬          当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法          繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象          ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針          ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法          ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理          資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法          税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 66 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,372 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 48 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 有価証券評価益 1,788 百万円 受取配当金 1,170 百万円 為替差益 132 百万円 デリバティブ収益 100 百万円  有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 420 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 172 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 42 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	862 百万円
1 年超	2,187 百万円
合計	3,049 百万円

(金融商品関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	13,876	—	13,876
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,989	10,736	—	17,725
資産計	6,989	24,613	—	31,602
デリバティブ取引(※ 1、2)				
株式関連	△257	—	—	△257
通貨関連	—	845	—	845
デリバティブ取引計	△257	845	—	587

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 257 百万円は、中間貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 890 百万円は、流動資産のその他に、△45 百万円は流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	2,538
子会社株式	26,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	16,629	11,861	4,767
	小計	16,629	11,861	4,767
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,096	1,294	△198
	小計	1,096	1,294	△198
合計		17,725	13,156	4,568

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額2,538百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,876	△22

(デリバティブ取引関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,372	-	△257	△257
合計		17,372	-	△257	△257

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,688	-	△45	△45
合計		6,688	-	△45	△45

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,664	-	641
	豪ドル		186	-	9
	ユーロ		2,374	-	171
	香港ドル		769	-	61
	人民元	1,456	-	6	
合計			11,450	-	890

(持分法損益等)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,341 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,354 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,083 百万円

(収益認識関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。



(ストックオプション等関係)

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	513円12銭
1株当たり中間純利益金額	26円35銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(百万円)	5,116
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,116
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017年度ストックオプション(1)192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期中間会計期間 (2024年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	99,624
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円)	99,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行いません。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約款>

## <追加型証券投資信託 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式>

### 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行いません。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

主として、海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては、株価指数先物取引等を活用したり、マザーファンド受益証券の組入率を引き下げたりすることがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第20条、第21条および第22条の範囲で行ないません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第27条の範囲で行ないません。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行いません。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

## 追加型証券投資信託 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者とその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第42条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第42条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録

するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第15条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
12. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）



18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第18条から第25条まで、第27条および第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第18条から第25条まで、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合

を含みます。以下本条において同じ。) されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第20条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年11月17日から翌年11月16日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2008年4月1日から開始するものとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用

8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
  - ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができますものとしします。
  - ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第36条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

（信託報酬等の額）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第39条の2 委託者および受託者は、以下の各号により計算された額の報酬を受けることができます。

- 1. 第23条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額
- 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限り、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとしします。）
- ② 前項の報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、第39条および第39条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第39条および第39条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとなります。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第45条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとなります。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第45条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとなります。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとなります。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとなります。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第43条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求

しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第47条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)



第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第53条 この信託は、委託者が第45条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対

した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第2条 第42条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- 第3条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 変更後の第45条第5項の規定は、平成27年8月18日以降の一部解約の実行の請求から適用します。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2008年4月1日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

◎約款変更実施予定日 2025年9月1日

追加型証券投資信託 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式 約款

第1条  
第15条  
第55条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（信託の種類、委託者および受託者）</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします</p> <p>②（略）</p>	<p>（信託の種類、委託者および受託者）</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第15条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第15条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（同 左）</p>
<p>（公告）</p> <p>第55条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.amova-am.com">www.amova-am.com</a></p> <p>②（略）</p>	<p>（公告）</p> <p>第55条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a></p> <p>②（同 左）</p>

※「運用報告書の交付省略」の条文に記載されている当社ホームページアドレスについて 2025年9月1日付けで [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) へ変更予定ですが、それ以前に当該条文に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

